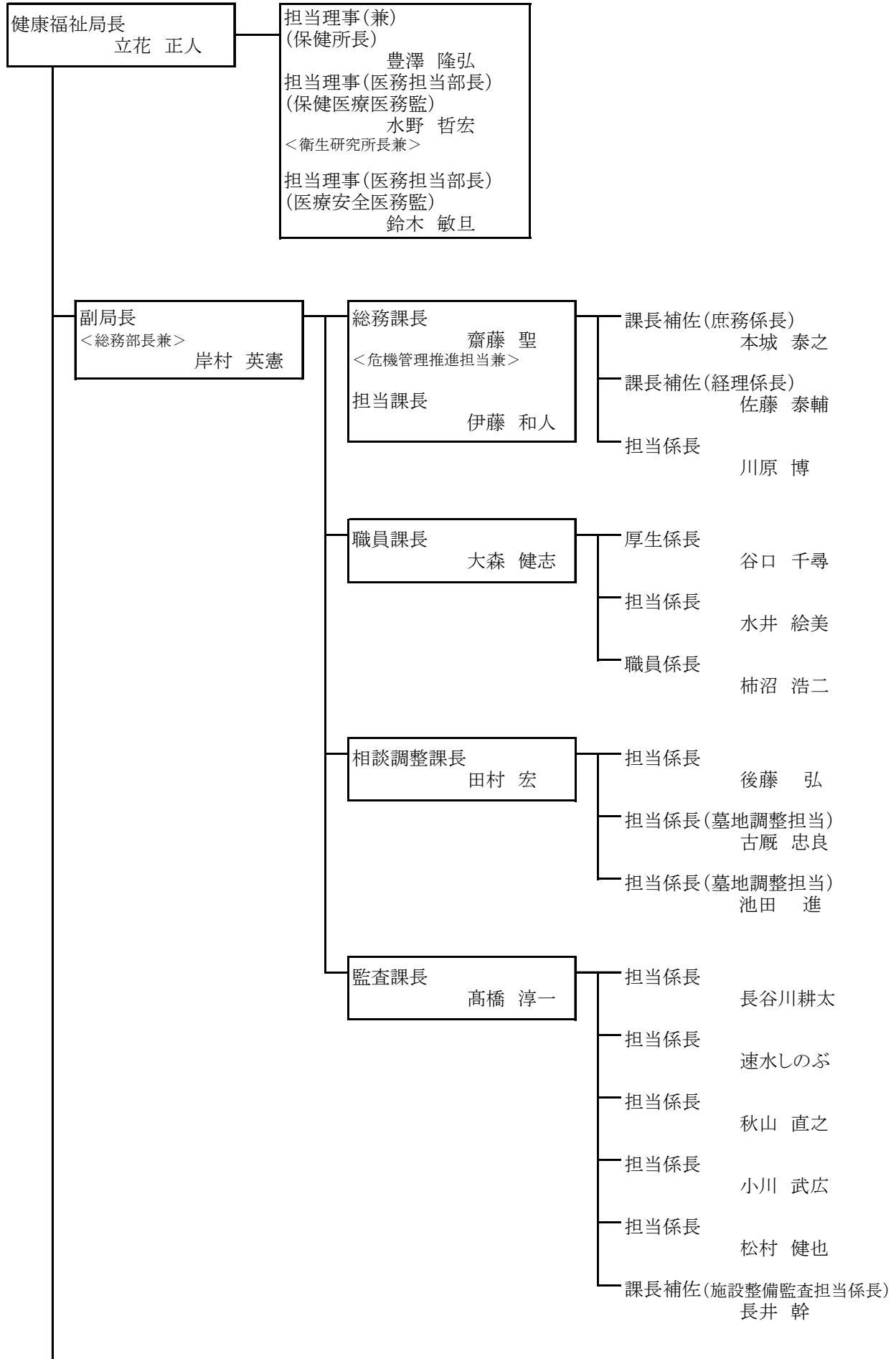


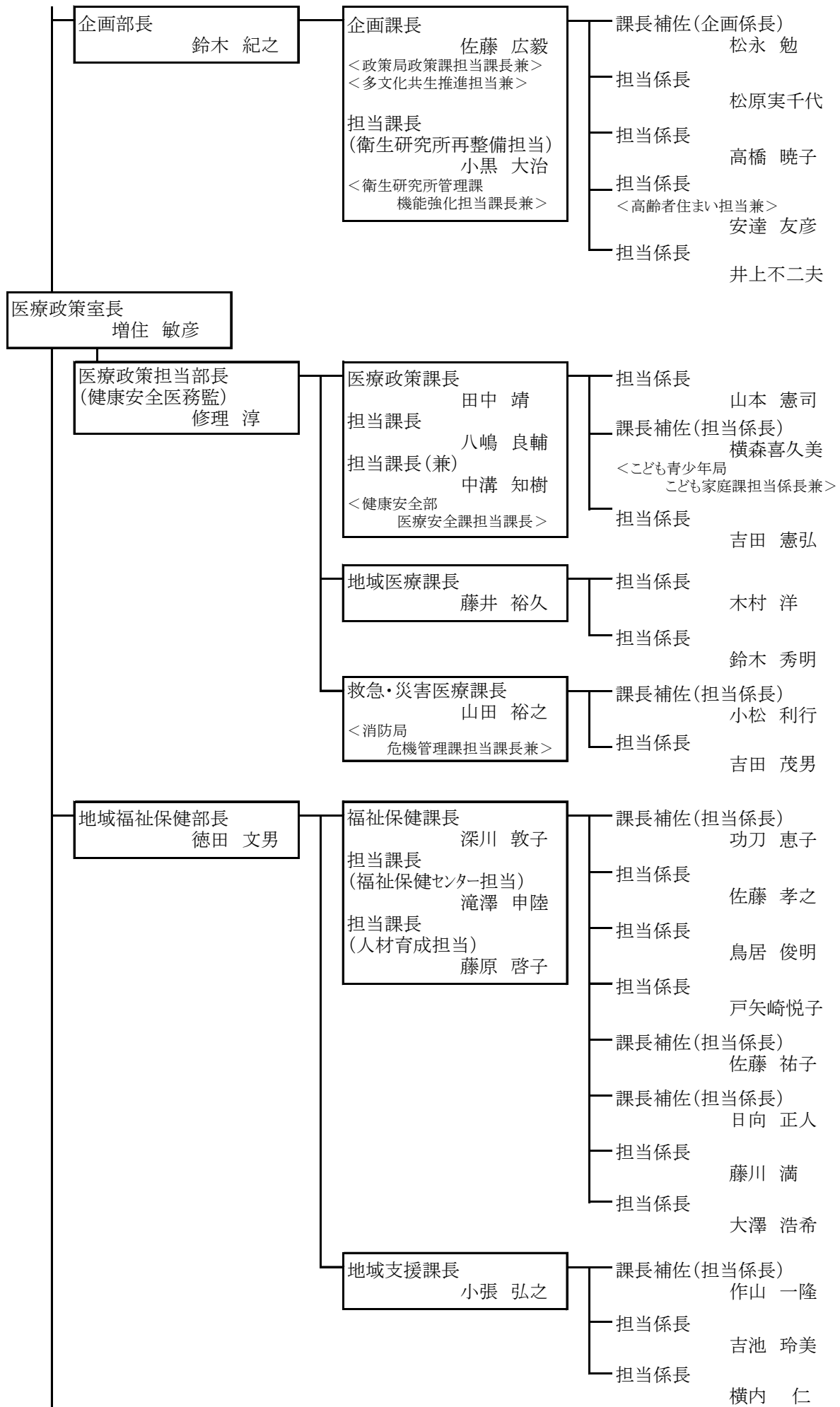
機構及び事務分掌

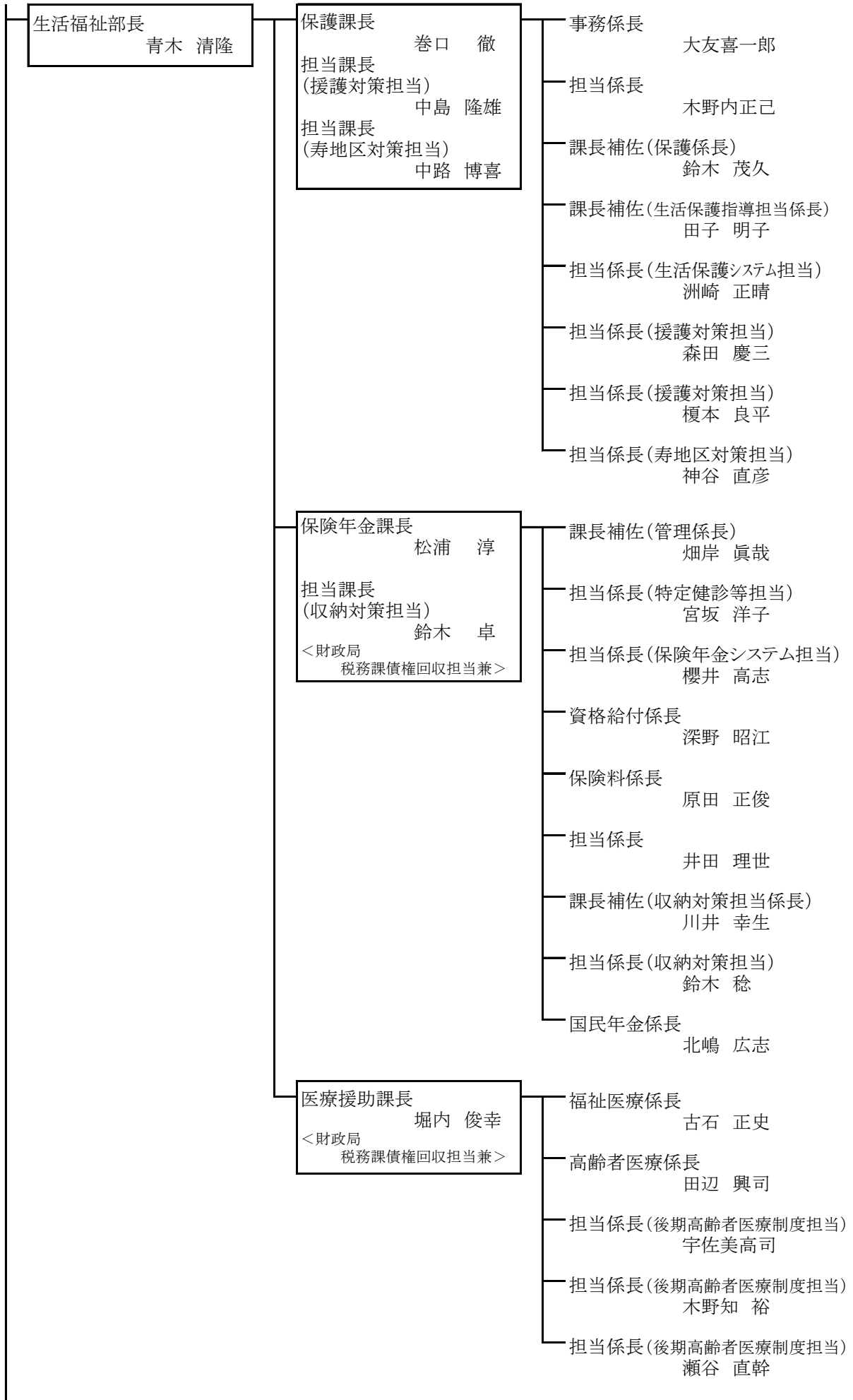
(平成 23 年 5 月)

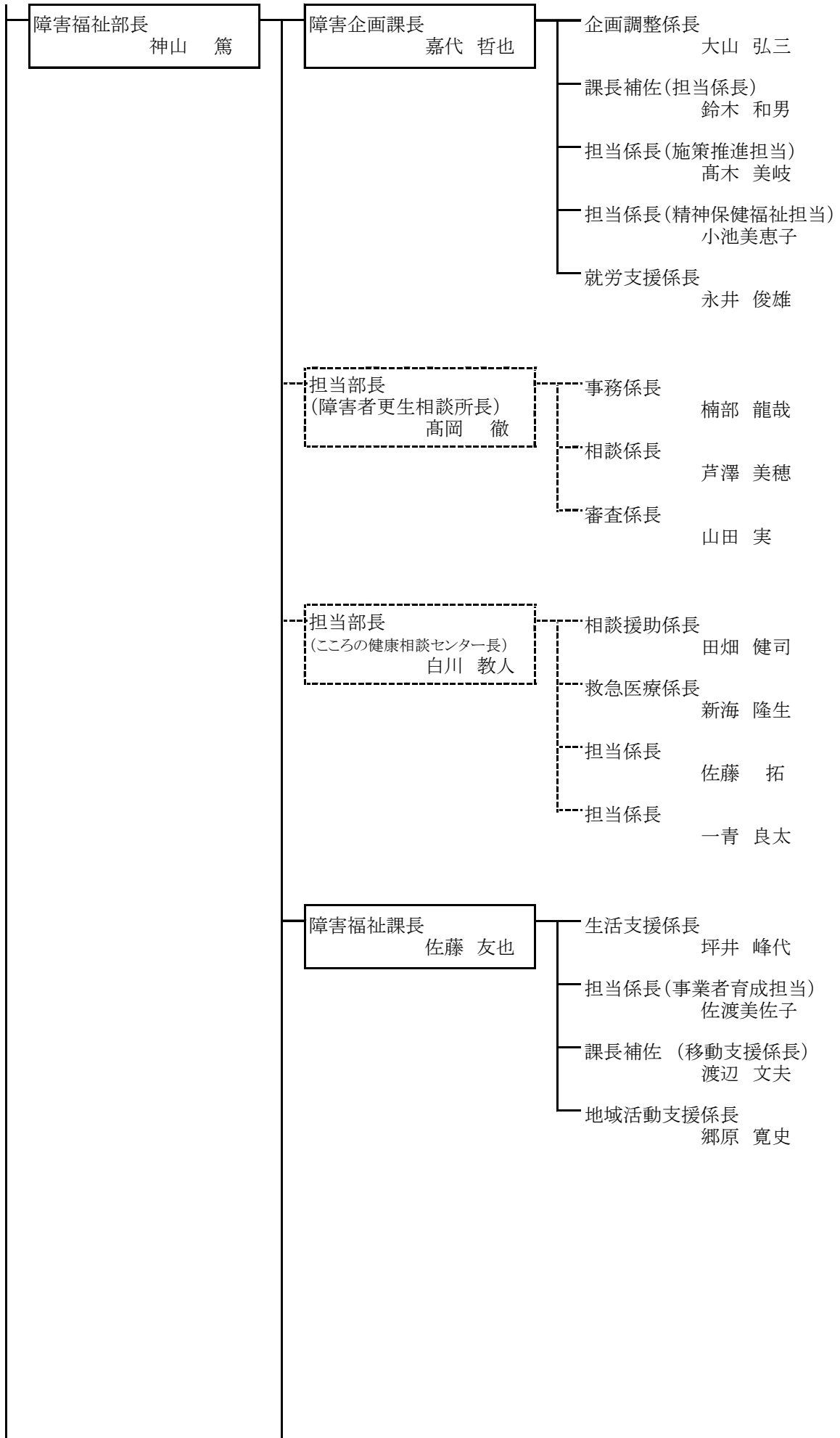
健康福祉局

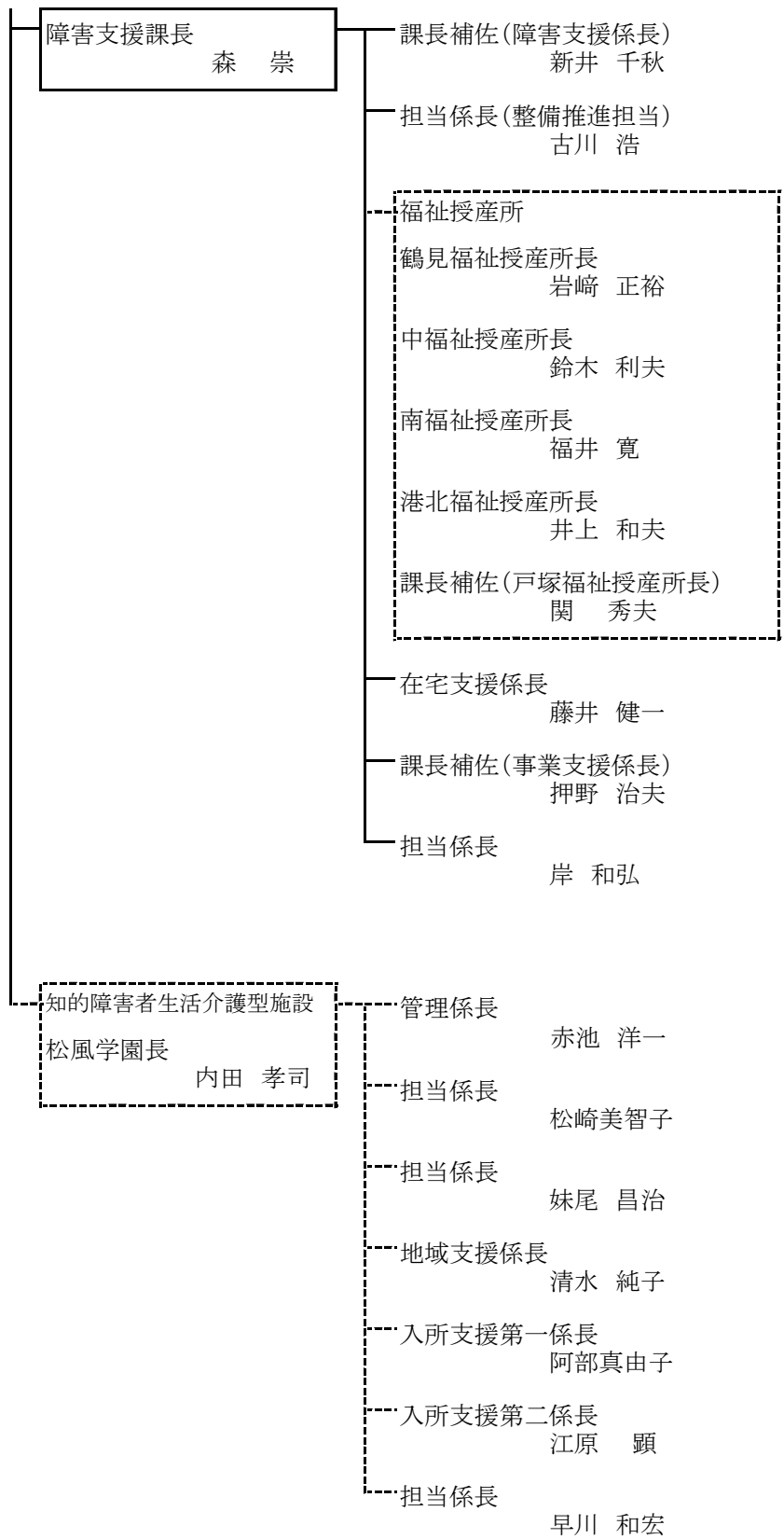
健康福祉局機構図(平成23年5月18日現在)

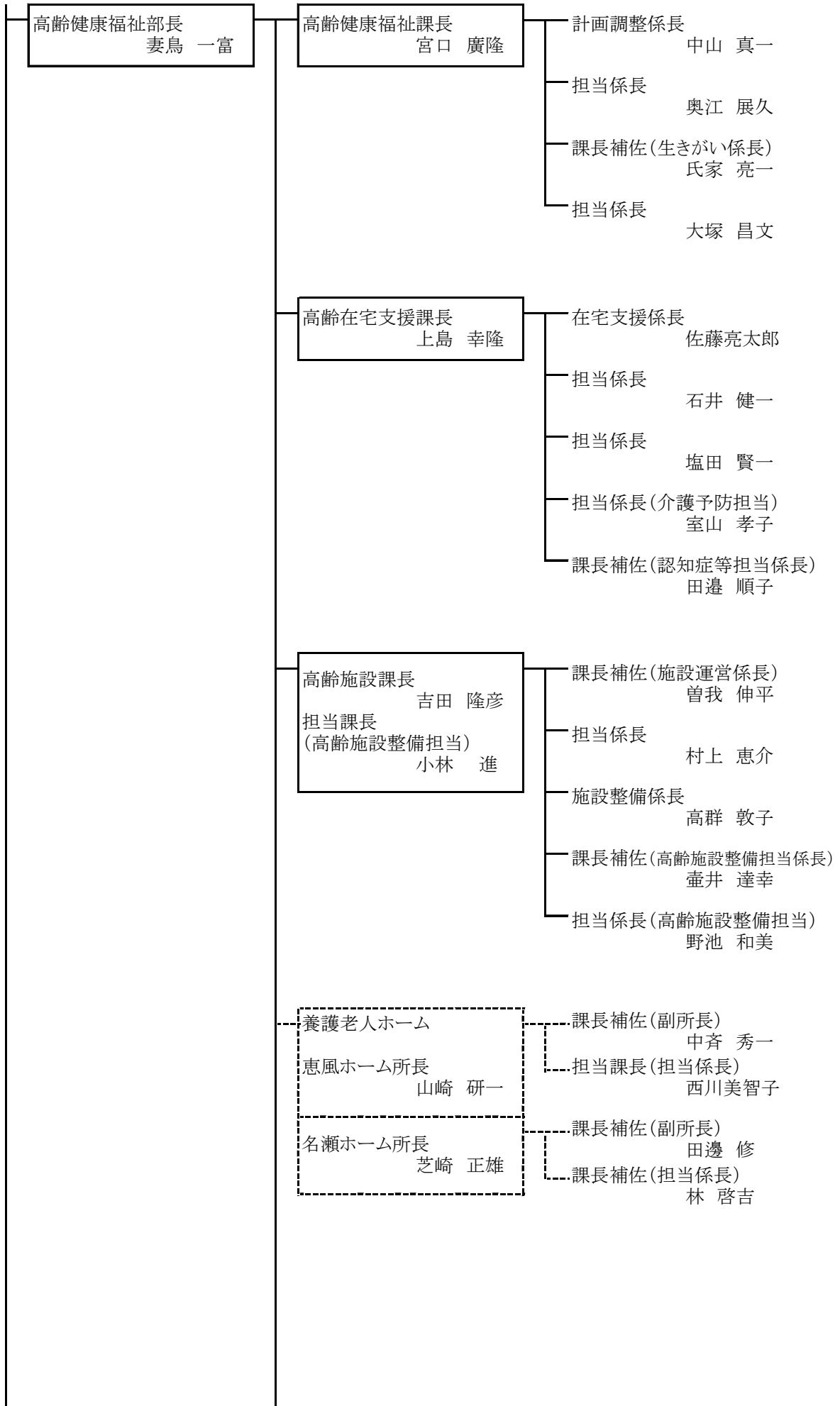


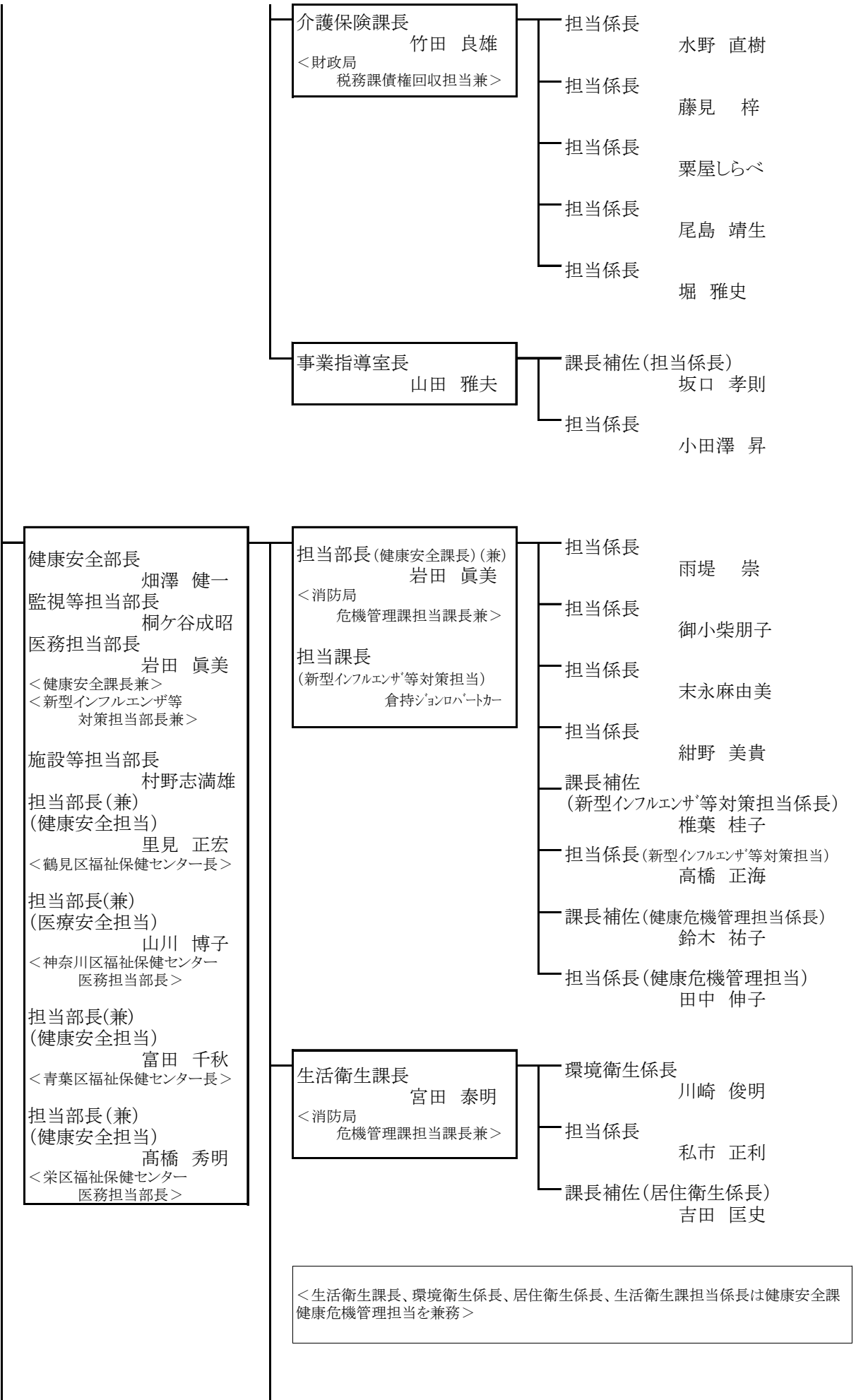


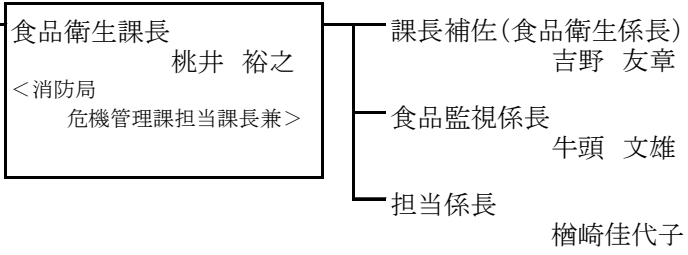
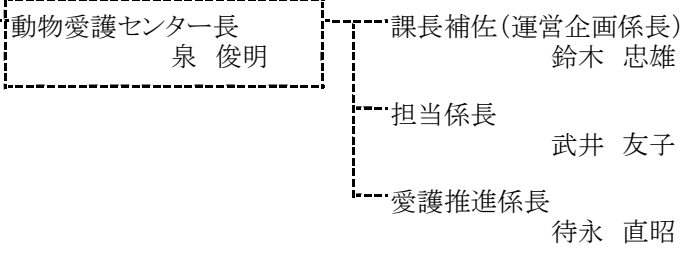




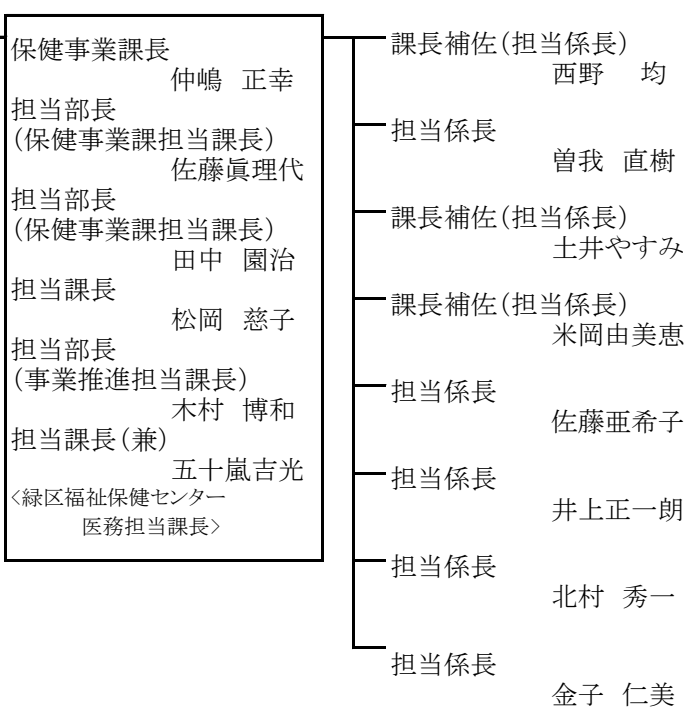
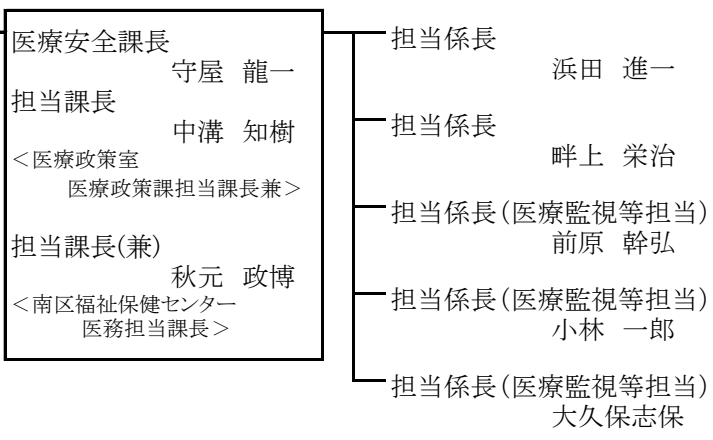


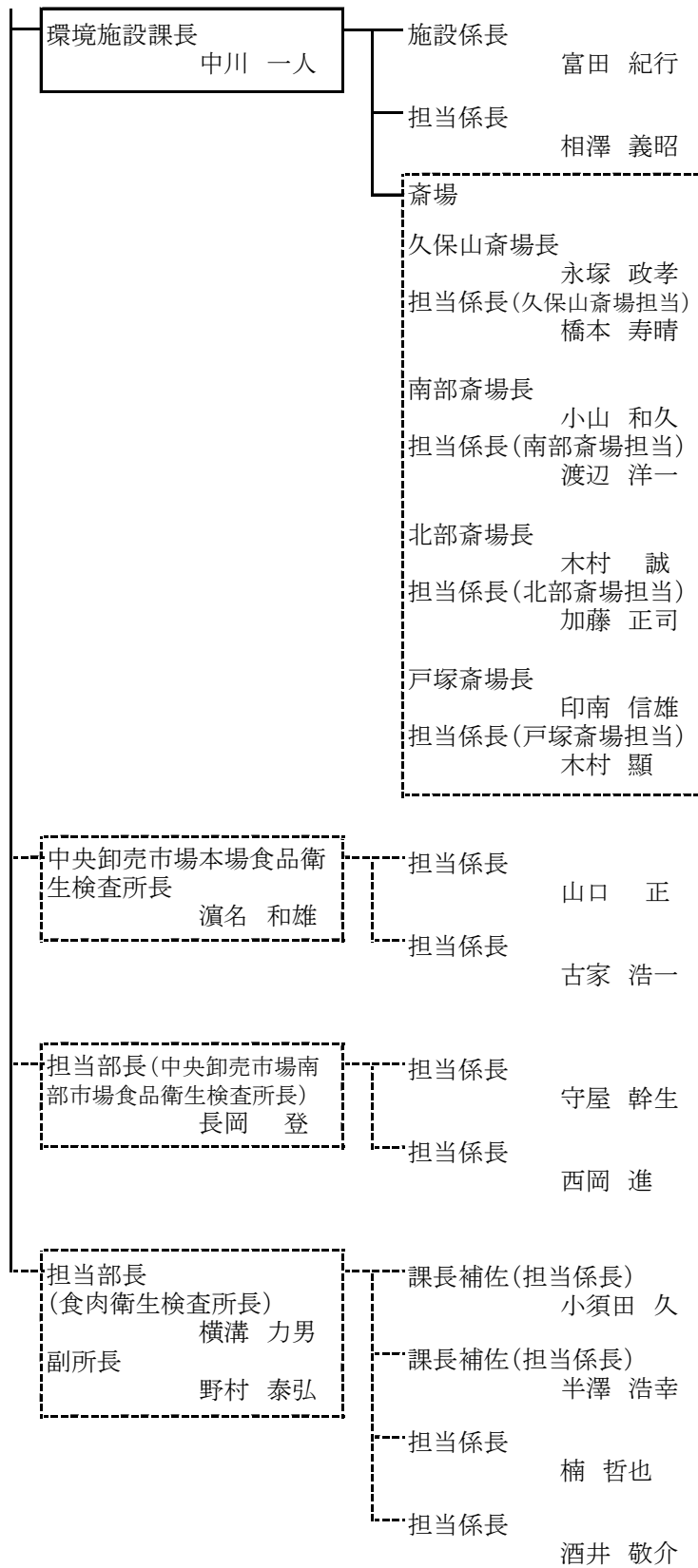






<食品衛生課長食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>





<保健所職員は、下記の健康安全部及び18区福祉保健センター（西区・栄区・泉区の高齢支援課を除く）が兼務>

保健所長
 豊澤 隆弘
 担当理事(医務担当部長)
 (保健医療医務監)
 水野 哲宏
 担当部長(医務担当部長)
 (医療安全医務監)
 鈴木 敏旦

<生活衛生課長、食品衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、居住衛生係担当係長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

健康安全部長
 畑澤 健一
 監視等担当部長
 桐ヶ谷成昭
 医務担当部長
 岩田 眞美
 <健康安全課長兼>
 <新型インフルエンザ等
 対策担当部長兼>

施設等担当部長
 村野志満雄
 担当部長(兼)
 (健康安全担当)
 里見 正宏
 <鶴見区福祉保健センター長>

担当部長(兼)
 (医療安全担当)
 山川 博子
 <神奈川区福祉保健センター
 医務担当部長>

担当部長(兼)
 (健康安全担当)
 富田 千秋
 <青葉区福祉保健センター長>

担当部長(兼)
 (健康安全担当)
 高橋 秀明
 <栄区福祉保健センター
 医務担当部長>

担当部長(健康安全課長)(兼)
 岩田 眞美
 <消防局
 危機管理課担当課長兼>

担当課長
 (新型インフルエンザ等対策担当)
 倉持ジョロハートカー

担当係長
 雨堤 崇

担当係長
 御小柴朋子

担当係長
 末永麻由美

担当係長
 紺野 美貴

課長補佐
 (新型インフルエンザ等対策担当係長)
 椎葉 桂子

担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)
 高橋 正海

課長補佐(健康危機管理担当係長)
 鈴木 祐子

担当係長(健康危機管理担当)
 田中 伸子

生活衛生課長
 宮田 泰明
 <消防局
 危機管理課担当課長兼>

環境衛生係長
 川崎 俊明

担当係長
 私市 正利

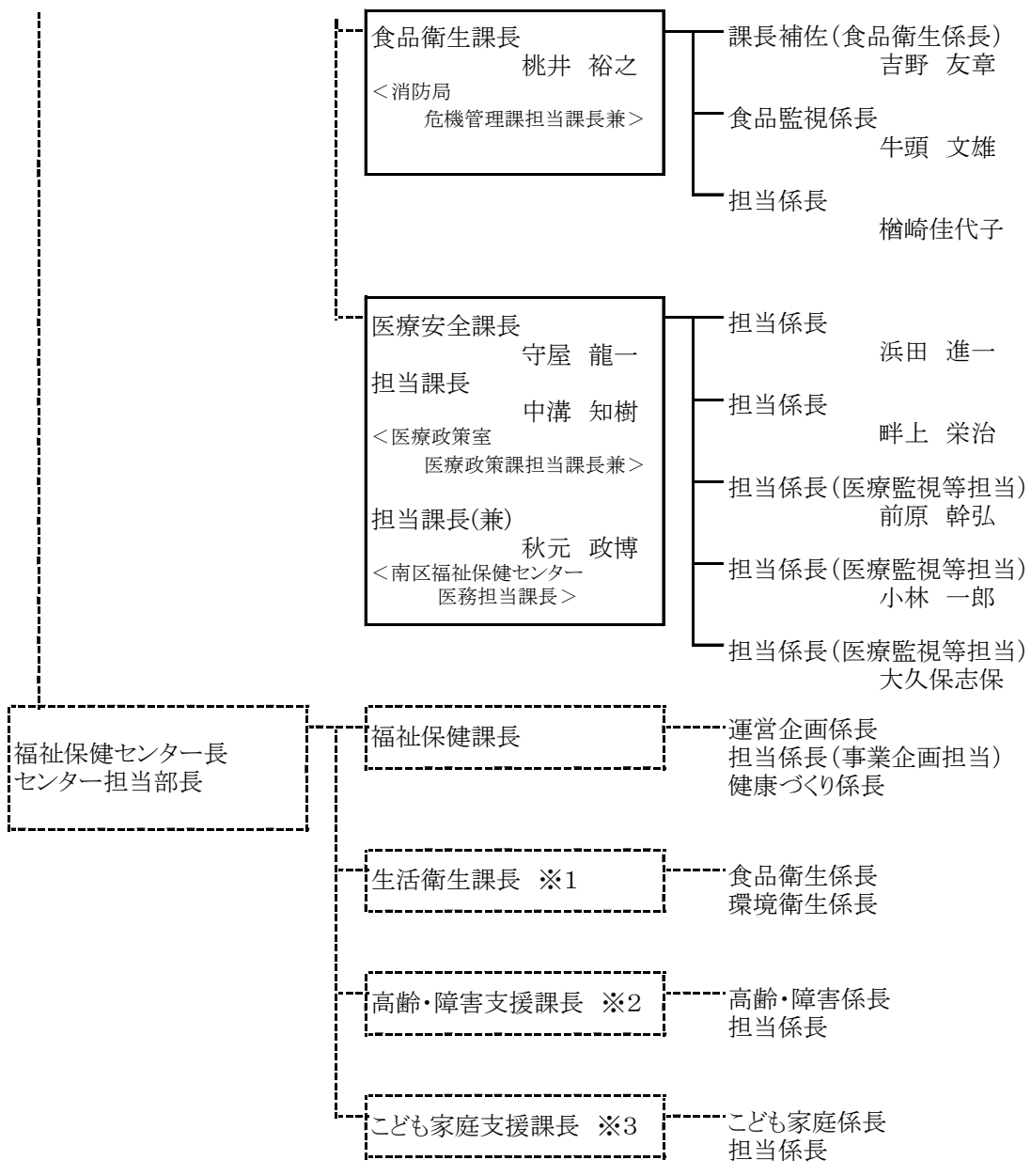
課長補佐(居住衛生係長)
 吉田 匡史

動物愛護センター長
 泉 俊明

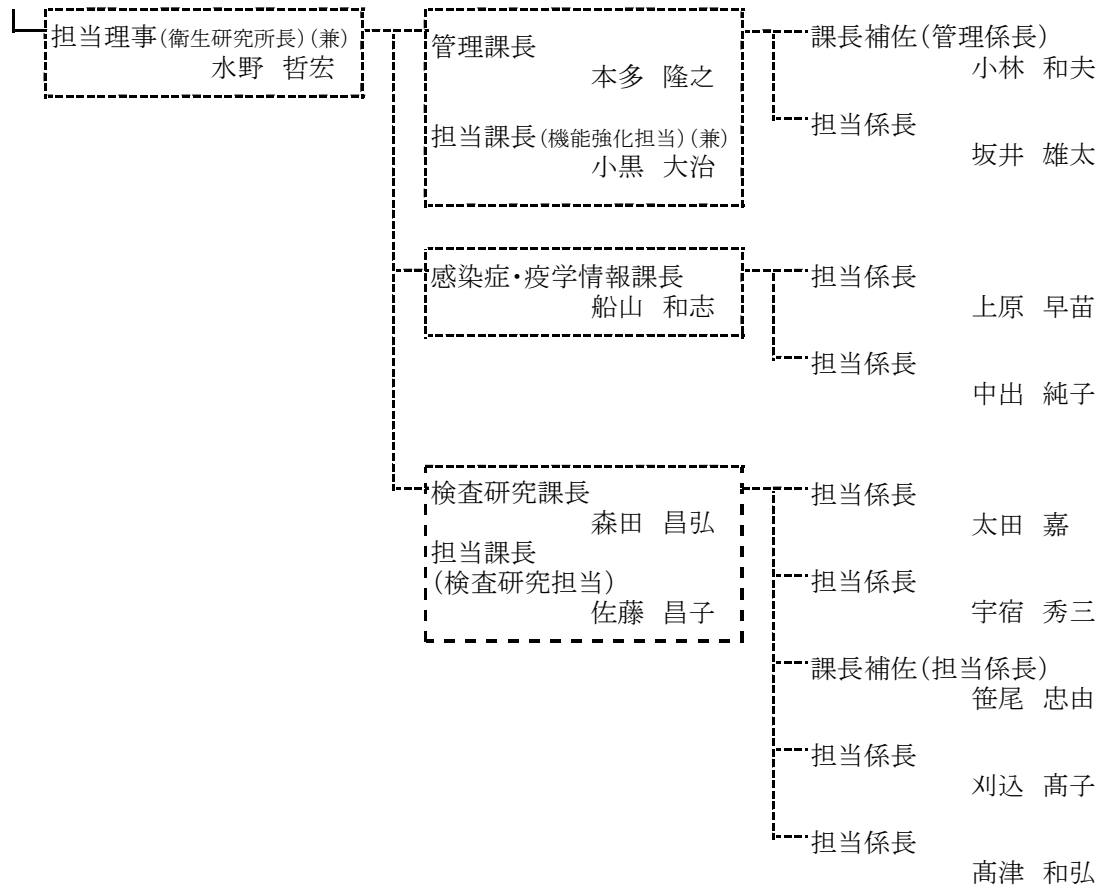
課長補佐(運営企画係長)
 鈴木 忠雄

担当係長
 武井 友子

愛護推進係長
 待永 直昭



福祉保健センターは標準型で表示
 ※1 栄区・泉区・瀬谷区は1係制、青葉区は2担当係長制
 ※2 西区・栄区・泉区は、高齢支援課
 ※3 西区・栄区・泉区は、子ども家庭障害支援課



健康福祉局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の室、部及び課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置に係る紛争解決のためのあっせんに関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること(こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

企画部

企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集等に関すること(他の室及び部の主管に属するものを除く。)

- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。

医療政策室

医療政策課

- (1) 医療政策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 医療団体に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関すること。
- (4) 室内他の課の主管に属しないこと。

地域医療課

- (1) 地域医療に関すること。
- (2) 医療従事者の確保に関すること。
- (3) 地域中核病院の整備等に関すること。

救急・災害医療課

- (1) 救急医療に関すること。
- (2) 災害医療に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (13) その他地域福祉保健に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運

営管理に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関すること。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (6) 保護施設及び施設等の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- (7) 私立の保護施設の助成に関すること。
- (8) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関すること。
- (9) 保護施設の法外扶助に関すること。
- (10) 生活保護世帯の法外援護に関すること。
- (11) 保護統計調査に関すること。
- (12) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (13) 医療券等の審査に関すること。
- (14) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関すること。
- (15) 被保護者の就労支援に関すること。
- (16) 原子爆弾被爆者の福祉に関すること。
- (17) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関すること。
- (18) 財団法人寿町勤労者福祉協会に関すること。
- (19) 寿地区対策に関すること。
- (20) ホームレスの自立支援に関すること。
- (21) 寿福祉プラザの管理に関すること。
- (22) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関すること。
- (23) 部内他の課の主管に属しないこと。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関すること。
- (3) 国民健康保険給付に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関すること。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関すること。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関すること。

- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関する事。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関する事。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関する事。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関する事。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関する事。
- (2) 小児の医療費助成事業に関する事。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関する事。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関する事。
- (5) 児童の医療給付等に関する事。
- (6) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関する事。
- (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関する事。
- (8) その他医療費助成に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。

障害福祉部

障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関する事（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関する事（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者自立支援法（以下この項において「法」という。）に係る事務の企画及び運用に関する事。
- (5) 発達障害者支援法に関する事（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 後見的支援を要する障害者の支援に関する事。
- (7) 精神科病院の実地指導に関する事。
- (8) 医療社会事業に関する事。
- (9) その他精神保健及び精神障害者福祉に関する事（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 障害者更生相談所及びこころの健康相談センターとの連絡調整に関する事。
- (11) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関する事。
- (12) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関する事。
- (13) 自殺対策に関する事（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (14) 障害者福祉施設及び障害者福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
- (15) 障害者の就業支援に関する事。
- (16) 福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払いに関する事。
- (17) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関する事。
- (18) 横浜市障害者施策推進協議会に関する事。
- (19) 横浜市精神保健福祉審議会に関する事。

- (20) 部内他の課の主管に属しないこと。

障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等に関する事。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関する事。
- (3) 障害者及び障害児の移動支援に関する事。
- (4) 手話通訳の派遣に関する事。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関する事。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関する事。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関する事。
- (8) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び行動援護に係る事務に関する事。
- (9) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関する事。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関する事。
- (11) 法に基づく自立支援医療費（精神障害者の通院医療に係るものに限る。）その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関する事（こころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）。
- (12) 障害者の生活環境の整備に関する事。
- (13) 特別乗車券に関する事。
- (14) その他障害者個人に対する給付に関する事（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (15) その他障害者団体に関する事（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。

障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 市立の障害者施設の整備に関する事。
- (3) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関する事。
- (4) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関する事。
- (5) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関する事。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関する事。
- (7) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関する事。
- (8) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関する事。
- (9) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関する事。
- (10) 自立生活アシスタントに関する事。
- (11) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関する事。
- (12) 精神障害者の退院促進支援に関する事。
- (13) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関する事。

- (14) 障害者及び障害児の在宅生活の支援に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。

高齡健康福祉部

高齡健康福祉課

- (1) 高齡者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画及び市町村整備計画に関すること。
- (3) 老人クラブに関すること。
- (4) 老人福祉センター等に関すること。
- (5) 横浜市高齡者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (6) その他高齡者の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 部内他の課、室の主管に属しないこと。

高齡在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齡者等の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 在宅の要援護高齡者等の保健事業その他地域看護業務に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齡者の介護予防事業に関すること。
- (4) 高齡者等の包括的支援事業に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者への支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齡施設課

- (1) 介護保険施設への指導及び調整に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（いずれも予防給付に係るものを含む。）への指導及び調整に関すること。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者への指導、調整、改善勧告及び改善命令に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 介護保険施設（介護老人福祉施設を除く。）の建設に対する助成に関すること。
- (10) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関すること。

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関すること。
- (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。
- (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (10) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (12) 国民健康保険団体連合会に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

事業指導室

- (1) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令、指定効力停止及び指定取消に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者への指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 介護保険制度における基準該当事業者の登録等に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること（保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号に掲げる事務を除く。）。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 環境衛生関係団体に関すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業者の登録に関すること。
- (4) 昆虫等の防除に関すること（保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号

に掲げる事務を除く。)

- (5) その他生活衛生に関する事(保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。)
- (6) 衛生研究所及び動物愛護センターに関する事。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関する事。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関する事。
- (3) と畜場の設置の許可等に関する事。
- (4) その他食品衛生に関する事(保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。)
- (5) 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所に関する事。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関する事。
- (2) 医療安全情報の提供に関する事。
- (3) 医療安全研修に関する事。
- (4) その他医療安全の確保に関する事。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可に関する事。

保健事業課

- (1) 保健事業の企画及び調整に関する事。
- (2) 健康増進に関する事。
- (3) 栄養改善に関する事。
- (4) 歯科保健に関する事(母子保健に係るものを除く。)
- (5) 献血の推進等に関する事。
- (6) 保健活動推進員に関する事。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関する事(生活福祉部の主管に属するものを除く。)
- (8) 難病対策に関する事。
- (9) その他疾病対策に関する事(他の室、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関する事。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関する事。
- (12) その他公害保健福祉に関する事。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関する事。
- (14) 財団法人横浜市総合保健医療財団に関する事。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関する事。
- (16) 部内他の課の主管に属しない事。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関する事。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関する事。

保健所事務分掌

健康安全部

健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 次条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第11号及び第16号に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の成分等の掲示内容の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則(昭和59年3月横浜市規則第11号)に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則(昭和59年9月横浜市規則第93号)に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和25年神奈川県条例第52号)に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の措置命令並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第57号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成3年12月横浜市条例第56号)に基づく公表に関すること。
- (10) 次条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務の総括に関すること。

動物愛護センター

- (1) 横浜市動物愛護センター条例(平成22年12月横浜市条例第44号)第2条第1号から第11号までの規定に基づく事務に関すること。
- (2) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付に関すること(横浜市動物愛護センター条例第2条第3号から第5

号までの規定により保管した犬を所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。) 。

- (3) 次条生活衛生課の項第 12 号から第 14 号までに掲げる事務の統括に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (2) 食品等の検査に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 9 号及び第 10 号に掲げる事務の総括に関すること。

医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関すること (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) に基づく許可及び認可並びに次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務を除く。) 。
- (2) 医療施設調査規則 (昭和 28 年厚生省令第 25 号) に基づく調査票等の受理及び送付に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務の総括に関すること。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則 (昭和 61 年厚生省令第 39 号) 等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関すること。
- (2) 人口動態調査令 (昭和 21 年勅令第 447 号) に基づく調査票の審査及び提出に関すること。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務 (同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課の項第 1 号及び第 2 号並びにこの条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。) に関すること。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること。
- (5) 健康増進法 (平成 14 年法律第 103 号) に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関すること。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号) に基づく事務に関すること。
- (7) センター内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関すること。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関すること。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること (事業者の登録に関する事務を除く。) 。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒 (患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡

した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。)に関すること。

- (6) 居住衛生に関すること。
- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及びねこの引取り並びに動物の収容に関すること。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関すること。
- (15) 患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び賃貸業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (16) 健康危機管理に関すること。

高齢・障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター、中福祉保健センター、都筑福祉保健センター及び瀬谷福祉保健センター(以下「神奈川福祉保健センター等」という。)に限る。)
- (3) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等に限る。)

こども家庭支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

- (1) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (2) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

こども家庭障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センター)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること。
- (3) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること。
- (4) 母子保健法に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

事業概要

(平成 23 年 5 月)

健康福祉局

平成23年度 健康福祉局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項目	本年度	前年度	増△減	増減率	備考
5款					
健康福祉費	281,253,279	252,937,347	28,315,932	11.2	
1項					
社会福祉費	40,386,916	39,516,232	870,684	2.2	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項					
障害者福祉費	71,423,157	63,106,045	8,317,112	13.2	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	10,226,465	10,445,079	△ 218,614	△ 2.1	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	125,972,641	112,940,516	13,032,125	11.5	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	10,006,289	12,353,531	△ 2,347,242	△ 19.0	健康福祉施設整備費
6項					
公衆衛生費	21,316,378	12,634,918	8,681,460	68.7	予防費、健康診査費、健康づくり費、医療対策費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項					
環境衛生費	1,921,433	1,941,026	△ 19,593	△ 1.0	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
16款					
諸支出金	95,624,689	89,393,836	6,230,853	7.0	
1項					
特別会計繰出金	95,624,689	89,393,836	6,230,853	7.0	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業、高速鉄道事業及び病院事業会計繰出金
一般会計計	376,877,968	342,331,183	34,546,785	10.1	
(特別会計)					
国民健康保険事業費会計	336,632,050	315,213,693	21,418,357	6.8	
老人保健医療事業費会計	0	273,409	△ 273,409	△ 100.0	
介護保険事業費会計	198,346,152	191,524,565	6,821,587	3.6	
後期高齢者医療事業費会計	54,500,550	51,711,800	2,788,750	5.4	
公害被害者救済事業費会計	39,925	38,429	1,496	3.9	
新墓園事業費会計	623,984	275,882	348,102	126.2	
特別会計計	590,142,661	559,037,778	31,104,883	5.6	

健康福祉局一般会計予算の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(43.4)	(42.2)
	163,561,638	144,621,004
一般財源	(56.6)	(57.8)
	213,316,330	197,710,179
合	(100)	(100)
計	376,877,968	342,331,183

() 内は構成比

目 次

I 地域福祉保健の推進

1	福祉人材確保事業	4
2	地域福祉保健計画推進事業等	5
3	権利擁護事業	6
4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業	6
5	地域ケアプラザ整備・運営事業	7

II 高齢者保健福祉の推進

・	介護保険制度関連事業の概要	8
6	介護保険事業（介護保険事業費会計）	9
7	地域支援事業（介護予防事業）（介護保険事業費会計）	10
8	地域支援事業（包括的支援事業）（介護保険事業費会計）	11
9	地域支援事業（任意事業）（介護保険事業費会計）	11
10	介護保険外サービス	12
11	低所得者の利用者負担助成事業	13
12	地域密着型サービス等推進事業	13
13	特別養護老人ホーム整備事業	14
14	高齢者の社会参加促進	15

III 障害者施策の推進

・	障害福祉主要事業の概要	16
・	将来にわたるあんしん施策	17
15	障害者相談支援事業等	19
16	障害者居宅介護事業	19
17	障害者移動支援事業	20
18	障害者の地域生活支援事業	21
19	障害者グループホーム設置運営事業	22
20	小規模通所施設補助事業	22
21	障害者施設整備事業等	23
22	重度障害者医療費援助事業	23
23	自殺対策事業	24
24	精神科医療体制の充実	24
25	障害者就労支援事業	25

IV 生活基盤の安定と自立の支援

26	生活保護事業	26
27	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業	26
28	国民健康保険事業（国民健康保険事業費会計）	27
29	後期高齢者医療事業等（後期高齢者医療事業費会計・一般会計）	28
30	生活困窮者支援・寿地区対策事業・ホームレス支援	29
31	中国残留邦人等支援	29

V 地域医療体制の確保と充実

32	医療政策室設置による機能強化	30
33	地域医療体制の確保	30
34	産科・周産期医療体制の充実	31
35	救急医療体制の充実	32

VI 健康で安全な暮らしの支援

36	予防接種事業	33
37	感染症・食中毒対策事業等	34
38	新型インフルエンザ対策事業	34
39	医療安全の推進	35
40	食の安全確保事業	35
41	健康づくりの推進	36
42	がん検診事業	37
43	公害健康被害者等への支援（一般会計・公害被害者救済事業費会計）	37
44	動物の愛護及び保護管理事業	38
45	快適な生活環境の確保事業	39
46	斎場・墓地管理運営事業（一般会計・新墓園事業費会計）	39

◇冊子中の表記の説明

【中期】 「横浜市中期4か年計画」において、目標達成に向けた
主な事業として掲載されている事業です。

I 地域福祉保健の推進

1		福祉人材確保事業	事業内容 福祉人材不足解消のため、従事者の確保・定着支援策を展開します。
本年度		千円 586,688	1 福祉人材の就業支援 12,482千円 (1) ヘルパー増加作戦事業【中期】 訪問介護員（ヘルパー）養成研修2級課程を受講し、市内福祉施設などに就職した方に対し、受講料を補助します。 対象人数：500人
前年度		997,864	(2) 福祉人材のマッチング支援 福祉分野就業者の特性を考慮した求職・求人情報提供の支援を行うことで、就業者数の増加を図ります。
差引		△ 411,176	ア インターネット上で身近な福祉関連施設などの求人情報の提供 イ 就職フェアの開催
本年度の財源内訳	国	3,600	2 福祉人材の緊急確保事業 11,925千円 (1) 施設職員等キャリアアップ支援事業 特別養護老人ホームを対象に、職員の研修参加費用及び研修参加に伴う代替職員の雇用経費を助成します。 (2) 介護の仕事のイメージアップ等 介護の仕事に関する正しい理解を促進するため、中高生向けに啓発資料等を作成・活用し、イメージアップを図ります。また、介護人材確保を目的とした就職セミナー等に対して補助を行います。
	県	499,182	
	その他	—	
	市費	83,906	
3		障害者就労定着支援員確保事業 28,665千円 障害者の就労・定着を促進するため、障害者就労支援センターに、企業における就労経験を活かした支援員を確保します。	
4		「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業 422,352千円 市内の介護施設・介護サービス事業所等に対し、介護資格取得を目指す方の新規雇用や養成機関での受講を委託することにより、介護事業所での雇用の創出を図り、介護人材の確保・定着を促進します。	
5		地域包括支援センター相談体制強化事業【中期】 48,165千円 地域包括支援センターに対し、事務等を行う職員の雇用を委託することにより、失業者の就業機会の創出を図るとともに、地域包括支援センターの相談体制を強化します。	
6		海外からの介護福祉人材就労支援事業 63,099千円 経済連携協定に基づきインドネシア及びフィリピンから来日した介護福祉士候補者が円滑に就労できるよう、受入施設への助成や国家試験対策等を行います。	

2	地域福祉保健計画 推進事業等		事業内容 地域社会全体で福祉保健などの生活課題に取り組み支えあう仕組みづくりを進めます。
本年度	千円 122,843		1 地域福祉保健計画推進事業【中期】 3,247千円 (1) 市地域福祉保健計画の推進 ア 市計画推進状況の検証及び中間評価を実施します。 イ 幅広い人材の発掘・育成のためのヒント集を発行し、研修等を通じて、人材の発掘、育成に向けた取組や継続的な活動を推進します。 ウ 必要な人に的確に支援が届く仕組みづくりを推進するため、公的機関の業務指針を検討します。 (2) 区地域福祉保健計画推進の支援 計画従事者研修、研究発表会等を実施します。
前年度	121,589		
差引	1,254		
本年度の 財源内訳	国	92,294	
	県	5,652	
	その他	30	
	市費	24,867	
3	地域の見守りネットワーク構築支援事業 16,959千円 高齢者の孤立死防止等のため、地域住民及び地域団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による見守りネットワークの構築を支援します。 ・実施地区 12地区		
4	災害時要援護者支援事業 27,312千円 災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等に対し、地域の自主的な取組により安否確認等必要な支援ができる体制づくりを区と連携し推進します。		
5	区福祉保健センター職員の人材育成 2,325千円 (1) 福祉保健センター人材育成指針に基づく職員研修や人材育成アドバイザースタッフの派遣を実施し、地域福祉保健推進を担う職員を育成します。 (2) 22年度に引き続き人材育成検討会を開催し、育成の充実と体系化を検討します。		
6	地域福祉・交流拠点モデル事業 60,000千円 身近な地域での地域福祉活動を活発化し、高齢者、障害者、子育て世代など幅広い市民の相互交流を促進する拠点等を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用の一部を補助します。 工事費等補助(国費) 上限30,000千円 2か所		

3	権利擁護事業		事業内容 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護の推進を図ります。 1 横浜生活あんしんセンター運営事業 182,239千円 権利擁護の相談や定期訪問・金銭管理サービス、法定後見の受任等を行う「横浜生活あんしんセンター」の運営費を助成します。 2 成年後見制度利用支援事業 32,959千円 成年後見制度利用が必要な高齢者・障害者で、費用負担が困難な場合に、申立費用や後見人報酬等を助成します。 3 成年後見制度利用促進事業 6,376千円 (1) 成年後見サポートネット 各区で関係機関や専門職団体が合同で事例検討や情報交換を行い、制度の適切な活用に向け連携を促進します。 (2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施 職員研修等を実施し、権利擁護が必要な高齢者・障害者等への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。 4 市民後見人養成事業〈新規〉 1,315千円 市民による社会貢献型の後見人を養成し、市民相互の共助による権利擁護を推進するため、地域の後見活動支援の仕組みを専門機関・団体と検討します。
本年度		千円 222,889	
前年度		208,054	
差引		14,835	
本年度の財源内訳	国	86,744	
	県	7,090	
	1号保険料等	7,778	
	市費	121,277	

4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業		事業内容 支えあい（ソフト）と環境（ハード）の整備を一体的に進め、すべての市民が安心・安全に行動できる、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。 1 福祉のまちづくり条例推進事業 6,780千円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例の見直しに向けた検討 (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等 2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業【中期】 56,174千円 市営地下鉄エレベーター（1駅：1基） 蒔田駅 （18年度から継続工事、3基中2基整備済）
本年度		千円 62,954	
前年度		118,408	
差引		△ 55,454	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	56,052	
	市費	6,902	

5	地域ケアプラザ 整備・運営事業		事業内容 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉保健の拠点として、地域包括支援センター及び地域活動交流等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。
本 年 度	千円 3,549,919		1 整備事業 936,157千円 建設等6か所（前年度8か所）
前 年 度	3,101,299		(1) 継続建設等 5か所 しゅん工 5か所（累計128か所） [生麦、六角橋、芹が谷、川島、恩田]
差 引	448,620		(2) 新規建設 1か所
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	2 運営事業 2,613,762千円
	県	1,000	(1) 運営 128か所
	市 債	820,000	ア 既設 121か所
	その他	332,855	イ 新規開所 7か所 [生麦、六角橋、芹が谷、川島、上笹下、恩田、ニツ橋第二]
	市 費	2,396,064	(2) 施設機能

※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。
(P.11の8参照)

[建設等6か所]

	所在区	名称	しゅん工予定	開所予定
継続	1 鶴見区	生麦	23年11月	24年 1月
	2 神奈川区	六角橋	23年 9月	23年11月
	3 港南区	芹が谷	23年12月	24年 2月
	4 保土ヶ谷区	川島	23年10月	23年12月
	5 青葉区	恩田	23年11月	24年 1月
新規	6 旭区	笹野台 (仮称)	24年度	24年度

*六角橋は賃貸借による整備

II 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

1 介護保険給付 (9ページ: 6番) 188,240,226千円

在宅(居宅)サービス 91,124,674千円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援

地域密着型サービス 19,350,951千円

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 <要支援者対象>
(再掲) 9,898,281千円

施設サービス(介護保険3施設) 68,788,666千円

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 8,975,935千円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護サービス費
- ・審査支払手数料

2 地域支援事業 (10~11ページ) 4,405,994千円

介護予防事業 468,201千円 (10ページ: 7番)

- ・介護予防普及啓発活動支援事業
- ・体力向上プログラム
- ・脳力向上プログラム
- ・介護予防推進事業
- ・はつらつシニアプログラム
- ・訪問指導事業
- ・介護支援ボランティアポイント事業

包括的支援事業 3,148,379千円 (11ページ: 8番)

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

任意事業 789,414千円 (11ページ: 9番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・高齢者食事サービス事業 等

3 その他事務費 5,699,932千円

- ・保険運営費
- ・要介護認定等事務費
- ・職員人件費 等

4 介護保険外サービス (12ページ: 10番) 1,489,489千円

- ・高齢者ホームヘルプ事業
- ・認知症高齢者対策事業
- ・緊急ショートステイ床確保事業
- ・療養通所介護促進事業
- ・訪問指導事業
- ・高齢者の住まい・生活支援事業 等
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業
- ・在宅高齢者虐待防止事業
- ・医療対応促進助成事業
- ・中途障害者支援事業
- ・高齢者等買い物サポート事業

5 低所得者の利用者負担助成事業 (13ページ: 11番) 75,960千円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減
- ・介護サービス自己負担助成

介護保険事業費会計

一般会計

6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第4期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。 1 被保険者 (23年10月見込み) (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約74万人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約129万人 2 要介護認定 (23年10月見込み) 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約13万人 3 保険給付 保険給付費 188,240,226千円 (1) 在宅介護サービス給付費 91,124,674千円 (2) 地域密着型サービス給付費 19,350,951千円 (3) 施設介護サービス給付費 68,788,666千円 (4) 高額介護サービス費等 8,975,935千円 4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額 <月額換算>4,500円(21～23年度) (2) 保険料減免 ア 低所得者減免 イ 住宅譲渡所得減免
	本年度	千円 198,346,152	
	前年度	191,524,565	
	差引	6,821,587	
本年度の財源内訳	国	39,902,999	
	県	28,703,170	
	第1号保険料	38,669,482	
	第2号保険料	56,593,730	
	基金繰入金等	5,858,736	
	市費	28,618,035	

(3) 所得段階別保険料

所得段階	割合	対象者		保険料年額(月額)
第1段階	0.50	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者		27,000円(月2,250円)
第2段階	0.50	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	27,000円(月2,250円)
第3段階	0.65		(うち第2段階を除く者)	35,100円(月2,925円)
第4段階	0.95	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	51,300円(月4,275円)
第5段階	1.00(基準額)		(うち第4段階を除く者)	54,000円(月4,500円)
第6段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額150万円未満の者)	59,400円(月4,950円)
第7段階	1.25		(合計所得金額150万円以上250万円未満の者)	67,500円(月5,625円)
第8段階	1.50		(合計所得金額250万円以上500万円未満の者)	81,000円(月6,750円)
第9段階	1.75		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者)	94,500円(月7,875円)
第10段階	2.00		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者)	108,000円(月9,000円)
第11段階	2.25		(合計所得金額1,000万円以上の者)	121,500円(月10,125円)

7	地域支援事業 (介護予防事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 地域で自立した生活を送ることができるよう、すべての高齢者を対象に、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業として実施します。 また、地域において自主的な介護予防の活動が広がり、継続的に実施できるよう支援します。
	本年度	千円 468,201	
	前年度	398,372	
	差引	69,829	
本年度の財源内訳	国	101,383	1 65歳以上のすべての方に対するサービス 366,467千円 (1) 介護予防普及啓発活動支援事業 高年齢者の健康づくりや介護予防に関する知識の普及、地域の自主的な活動の支援を行います。 ア 介護予防普及啓発(イベント・講演会等) (1,458回) イ 地域介護予防活動支援(研修会、連絡会等) (669回) (2) 体力向上プログラム【中期】 (511コース) 高齢者自らが身体状況に応じた介護予防活動を実践するきっかけづくりとして、運動、口腔ケア、栄養改善等の具体的な取組を体験できるプログラムを提供します。 (3) 脳力向上プログラム(認知症予防事業) (45コース) 認知機能を鍛える方法を習得し、自立した生活を維持できるよう認知症予防プログラムを提供します。また、講演会を実施し認知症予防の普及啓発を図ります。 (4) 介護予防推進事業〈拡充〉【中期】 介護予防を効果的に実施するため、事業の評価や地域包括支援センターにおける介護予防事業の実施体制を充実します。
	県	50,690	
	第1号保険料	81,108	
	第2号保険料	121,662	
	その他	889	
	市費	112,469	
	2 65歳以上の生活機能の維持・改善が必要な方に対するサービス 52,801千円 (1) はつらつシニアプログラム(通所型介護予防事業) (72コース) 運動プログラム、口腔ケア・栄養改善プログラムを提供することで、心身の機能向上を目指すとともに、要介護状態となることを予防します。 ア 運動プログラム (1区2コース:計36コース) 筋力やバランス感覚等の身体をコントロールする能力を高めます。同時にフットケアを行い、足への関心を高め、歩行能力の向上を図ります。 イ 口腔ケア・栄養改善プログラム (1区2コース:計36コース) 口腔機能の維持・向上や、必要な栄養素を効果的に摂取する知識等の普及を図ります。 (2) 訪問指導事業(訪問型介護予防事業) (延べ訪問回数 1,725回) 介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。		
	3 介護支援ボランティアポイント事業【中期】 48,933千円 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて換金又は寄附することができます。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいを促進します。 (登録者数:5,000人 登録施設数:300施設)		

8	地域支援事業 (包括的支援事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等(特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。)に設置し、運営します。
本年度		千円 3,148,379	1 地域包括支援センター運営事業【中期】 (設置数 134か所) 3,146,200千円 社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置し、次の事業を行います。 (1) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント (2) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (3) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援 2 ケアマネジメント推進事業【中期】 2,179千円 ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保を図ります。
前年度		3,109,291	
差引		39,088	
本年度の財源内訳	国	1,183,910	
	県	591,955	
	1号保険料	591,955	
	市費	780,559	

9	地域支援事業 (任意事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を行います。また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を行います。
本年度		千円 789,414	1 介護給付費適正化事業 29,174千円 利用者に介護サービスの内容や福祉用具の平均価格を通知するとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。 2 介護相談員派遣事業 23,898千円 介護相談員を派遣し、サービスの質の向上を図ります。 3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 217,974千円 要介護者のうち一定の要件を満たした方に、紙おむつの給付を行います。(延べ月数 35,283月) 4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 364,064千円 生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認、緊急時対応等を行います。(対象戸数 4,974戸) 5 高齢者食事サービス事業 125,380千円 ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。(延べ食数 397,396食)
前年度		842,244	
差引		△ 52,830	
本年度の財源内訳	国	314,389	
	県	157,192	
	1号保険料等	160,347	
	市費	157,486	

10	介護保険外サービス		事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。
本年度		千円 1,489,489	1 高齢者ホームヘルプ事業 292,319千円 (1) 在宅生活支援ホームヘルプ 在宅の重度要介護者に、介護保険サービスに上乘せして必要な訪問介護を提供します。 (2) 自立支援ホームヘルプ 自立と判定されたひとり暮らしの方等に対して生活援助サービスを提供します。
前年度		1,489,543	2 ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業 53,619千円 あんしん電話（緊急通報装置）や火災警報器、自動消火器等の給付・貸与を行います。 なお、あんしん電話を除く用具については、消防法の規定により設置期限が到来する火災警報機は5月末で、他の用具は9月末で給付を終了します。
差引		△ 54	
本年度の財源内訳	国	93,274	
	県	115,487	
	その他	753	
	市費	1,279,975	
4	在宅高齢者虐待防止事業	11,531千円	在宅高齢者への虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援を行うとともに、引き続き緊急時対応に取り組みます。
5	緊急ショートステイ床確保事業	25,000千円	介護者の急病等、緊急にショートステイを利用したい場合に備え、医療的ケアの必要な方など、多様なニーズにも対応できる受入枠を引き続き確保します。
6	医療対応促進助成事業	242,320千円	特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業所のうち、医療的ケアの必要な方の受入れが多い施設へ助成を行います。
7	療養通所介護促進事業	4,500千円	今後、更に増加する医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、療養通所介護事業を開始する事業所に対し、施設及び設備整備費の補助を行います。
8	中途障害者支援事業	408,219千円	脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。
9	訪問指導事業	150,388千円	療養上の指導が必要な方等に対し、保健師等が訪問による保健指導を行います。
10	高齢者等買い物サポート事業	82,795千円	日常の買い物が困難な高齢者等を支援するため、買い物代行サービスなどを実施します。
11	高齢者の住まい・生活支援事業 〈新規〉	3,000千円	高齢者が地域で住み続けられるよう、民間主導で生活支援機能を備えた高齢者の住まいの確保を進めます。

11	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 1 社会福祉法人による利用者負担軽減 8,440千円 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方に対し利用者負担を軽減した場合で、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の1%を超えたとき、その超えた金額の1/2を助成します。 (1) 年間収入の上限額 150万円(単身世帯) (2) 預金等の上限額 350万円(単身世帯) 2 介護サービス自己負担助成 67,520千円 低所得で利用料負担が困難な方に助成します。 また、23年10月から施設居住費助成の助成対象範囲を利用者負担第1、2段階まで拡充します。 (1) 在宅サービス助成 (2) グループホーム助成 (3) 施設居住費助成〈拡充〉											
本年度	千円 75,960													
前年度	78,177													
差引	△ 2,217													
本年度の財源内訳	国	—												
	県	6,330												
	その他	—												
	市費	69,630												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成項目</th> <th>対象要件</th> <th>助成内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在宅サービス助成</td> <td rowspan="3"> ・市民税非課税世帯 ・収入基準(単身世帯で150万円以下) ・資産基準(単身世帯で350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない) 税法上の被扶養者でないこと </td> <td>3%又は5%に軽減</td> </tr> <tr> <td>グループホーム助成</td> <td>3か月以上、市内に居住 5%に軽減</td> </tr> <tr> <td>施設居住費助成〈拡充〉</td> <td>利用者負担第1、第2段階※ 月額5千円 利用者負担第3段階 月額1万円</td> </tr> </tbody> </table>		助成項目	対象要件	助成内容	在宅サービス助成	・市民税非課税世帯 ・収入基準(単身世帯で150万円以下) ・資産基準(単身世帯で350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない) 税法上の被扶養者でないこと	3%又は5%に軽減	グループホーム助成	3か月以上、市内に居住 5%に軽減	施設居住費助成〈拡充〉	利用者負担第1、第2段階※ 月額5千円 利用者負担第3段階 月額1万円
助成項目	対象要件	助成内容												
在宅サービス助成	・市民税非課税世帯 ・収入基準(単身世帯で150万円以下) ・資産基準(単身世帯で350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない) 税法上の被扶養者でないこと	3%又は5%に軽減												
グループホーム助成		3か月以上、市内に居住 5%に軽減												
施設居住費助成〈拡充〉		利用者負担第1、第2段階※ 月額5千円 利用者負担第3段階 月額1万円												
			※ 第1段階、第2段階については、収入基準が(単身世帯で50万円以下)になります(23年10月から拡充)。											

12	地域密着型サービス等推進事業		事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。 1 小規模多機能型居宅介護事業所整備事業【中期】 315,260千円 工事費等補助 上限 26,250千円 12か所 2 認知症高齢者グループホーム整備事業 360,711千円 (1) 工事費等補助 上限 26,250千円 3か所 (2) スプリンクラー設置費補助 59か所 3 高齢者在宅療養拠点モデル整備事業 30,000千円 工事費等補助 上限 30,000千円 1か所 4 地域密着型サービス事業所運営推進事業 257,070千円 (1) 小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助 72,000千円 18か所 (2) 施設開設準備経費補助 ア 小規模多機能型居宅介護事業所 76,200千円 21か所 イ 認知症高齢者グループホーム 108,000千円 10か所	
本年度	千円 963,041			
前年度	1,050,328			
差引	△ 87,287			
本年度の財源内訳	国	311,961		
	県	577,950		
	その他	—		
	市費	73,130		

13	特別養護老人ホーム整備事業	
本年度		千円 2,258,539
前年度		3,590,315
差引		△ 1,331,776
本年度の財源内訳	国	—
	市債	1,614,000
	諸収入	24,965
	市費	619,574

事業内容

1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】

2,258,539千円

在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。

整備にあたっては、比較的立地が少ない地域への整備や医療的ケアの充実に考慮していきます。

- (1) 継続 390床 (前年度 720床)
(2) 新規 400床 (前年度 390床)
計 790床 (前年度 1,110床)

整備数累計 23年度末 13,597床

【特別養護老人ホーム整備一覧】

施設名 (仮称)	建設地	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員			しゅん工予定	
			特養	ショート	デイ		
継続	来夢の里	戸塚区汲沢町	横浜来夢会	100	20		23年度
	緑樹会瀬谷	瀬谷区目黒町	緑樹会	110	10		23年度
	しょうじゅの里 鶴見	鶴見区江ヶ崎町	兼愛会	90	10		23年度
	中村町ホーム	南区中村町	同塵会	90	10		23年度
4か所 390床			390	50			
新規	ヴィラ神奈川	神奈川区菅田町	平成記念会	130	30		24年度
	新横浜	港北区新横浜	千里会	120	20	○	24年度
	わかたけ鶴見	鶴見区矢向	若竹大寿会	100	20		24年度
	新鶴見ホーム (増築)	鶴見区江ヶ崎町	横浜市福祉サービス協会	50	10		24年度
4か所 400床			400	80			
特養建設費補助 8か所 790床			790				

		事業内容													
14	高齢者の社会参加促進	<p>1 敬老特別乗車証交付事業 10,485,309千円 高齢者の社会参加を支援するため敬老特別乗車証を交付します。</p> <p>(1) 交付対象者 70歳以上の市内在住者で交付を希望する方 積算人数 335,734人</p> <p>(2) 利用可能な交通機関 市営バス、市内を運行する民営バス、市営地下鉄金沢シーサイドライン</p> <p>(3) 利用者負担額（年額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護受給者等</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税者</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税で合計所得金額250万円未満</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額250万円以上700万円未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額700万円以上</td> <td>19,500円</td> </tr> </tbody> </table>		負担区分	負担額	生活保護受給者等	無料	市民税非課税者	3,200円	市民税課税で合計所得金額250万円未満	6,500円	合計所得金額250万円以上700万円未満	8,000円	合計所得金額700万円以上	19,500円
負担区分	負担額														
生活保護受給者等	無料														
市民税非課税者	3,200円														
市民税課税で合計所得金額250万円未満	6,500円														
合計所得金額250万円以上700万円未満	8,000円														
合計所得金額700万円以上	19,500円														
本年度		千円 10,859,477													
前年度		10,608,153													
差引		251,324													
本年度の財源内訳	国	123,124													
	県	—													
	その他	1,501,011													
	市費	9,235,342													
2 老人クラブ助成事業		310,792千円													
<p>新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。</p> <p>(1) 単位老人クラブ（1,860クラブ）</p> <p>(2) 市・区老人クラブ連合会</p>															
3 高齢者のための優待施設利用促進事業		23,131千円													
<p>65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう、「濱ともカード」について、引き続き新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。</p>															

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 将来にわたるあんしん施策

障害者やその家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

2 障害者自立支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者相談支援事業	障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【事業概要15】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやナイトヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。〈新規〉【事業概要16】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【事業概要18】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。【事業概要18】
	障害者自立生活アシスタント事業	知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者等に対して、支援を行います。【事業概要18】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホーム・ケアホームにおいて、4～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。〈新規〉【事業概要19】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。【事業概要20】
	障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。
	障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。	
精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。	

3 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【事業概要15】
	精神障害者地域移行・定着支援事業	精神障害者の社会的自立の促進を目的として、長期入院している精神障害者のうち症状が安定し受入れ条件が整えば退院可能な方に対し、退院促進支援を行います。【事業概要18】
	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。【事業概要20】
	重度障害者医療費援助事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【事業概要22】
	自殺対策事業	自殺対策強化のため、啓発や研修の実施、自殺未遂者のケア、鉄道自殺等を防ぐための安全対策機器整備助成を行うとともに、自死遺族等に対する支援の充実を図ります。【事業概要23】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。また、精神科病院が保護室を増床するための費用の一部を補助します。〈拡充〉【事業概要24】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の確保等の事業を行います。【事業概要25】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。
重度重複障害者デイサービス事業	在宅の重度重複障害者に対して、通所による療育訓練等を行うことで運動機能の低下を防止するとともにその発達を促します。〈拡充〉	

将来にわたる あんしん施策		
本年度		千円 1,725,815
前年度		1,900,574
差引		△ 174,759
本年度の 財源内訳	国	379,814
	県	227,551
	その他	71
	市費	1,118,379

※こども青少年局予算
(131,739千円)を含みます。

将来にわたるあんしん施策について

障害者やその家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

本施策は、22年4月に廃止された在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、市民説明会等でのご意見も踏まえ具体化を図り、22年度から各施策を段階的に実施しています。

1 親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築 (1) 後見的支援の充実 225,889千円

ア 後見的支援推進事業【中期】

地域の人や福祉従事者等が障害のある人の地域生活を見守る仕組みを、地域をよく知る社会福祉法人等と共に作っていきます。22年度に引き続き、4区（南、保土ヶ谷、都筑、栄）で実施します。

また、障害のある人と家族のための成年後見制度説明会など、法定後見の仕組みについても普及啓発を図ります。

イ 多機能型拠点の整備【中期】

重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点の整備を方面別に進めます。

2 障害者の高齢化・重度化への対応

(1) 住まいの場の充実 122,350千円

障害者グループホームB型設置運営費補助事業（運営費・消防設備費補助）

グループホーム・ケアホームにおける、障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、引き続き重度化対応ホームをモデル実施します。

また、消防法施行令の改正等に対応するため、消防設備の整備に係る経費を引き続き補助します。

(2) 医療的ケア対応 1,717千円

非医療職のための医療的ケア研修等実施事業

医療的なケアが必要な障害者の地域での生活を支えるため、障害者施設等の非医療職職員への「医療的ケア研修事業」や、看護師への専門機関の「医師・看護師等による巡回指導」を実施します。

3 地域生活のためのきめ細かな対応

(1) 医療・受診環境の充実 80,911千円

ア 障害児者の医療環境推進事業〈拡充〉

知的障害と精神障害を併せ持つ方の医療に対応する病院に運営費の補助を行うほか、横浜市立大学福祉施設実習や医療従事者向け研修会なども引き続き実施します。

イ 肺炎球菌ワクチン接種助成事業
肺炎に罹患した場合、重症化や死亡のおそれが高い重度内部障害者に対し、肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します。

ウ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業
重度障害児・者が入院する場合で、入院先医療機関のスタッフとの意思疎通が十分に図れないときに、入院先に日常の支援に関わっている事業者等が職員を派遣し、コミュニケーション支援を行います。

(2) 総合的な移動支援施策体系の再構築 285,106千円

ア 移動情報センター運営等事業 **〈拡充〉【中期】**

移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要な人への情報提供、相談の窓口を設置します。(年度内3区で設置)

また、区内の車両や運転手等を効率的に利用するための地域資源の調査を行い、エリア巡回車等の検討を行います。

イ 障害者移動支援事業等

ガイドボランティアによる通学支援の拡充、特別支援学校通学路への支援員の配置、自動車運転訓練費・改造費の助成等を行います。

(3) その他 地域生活のきめ細かな対応 1,009,842千円

ア 障害者自立生活アシスタント事業

障害特性をふまえた日常生活上の支援を行う自立生活アシスタントを、市内のどこに住んでいても利用できるよう体制整備を引き続き進めます。

イ 福祉人材の確保・育成

ガイドヘルパーのスキルアップのため、サービス提供責任者及びヘルパー現任者に対して、新たに研修を実施します。 **〈新規〉**

また、民間事業者等と協働した合同就職フェアを実施します。

〈4ページ1の1(2)イの再掲〉

ウ 精神障害者の家族支援事業

家族関係の悪化等により精神障害者との同居等が難しい家族に対し、必要に応じて家族の緊急滞在場所や障害について学ぶ機会を提供します。関係改善を図ることで、障害者と家族が地域での生活を継続できるよう支援します。

エ 高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害支援センターによる地域の相談拠点へのバックアップ機能をさらに強化します。また、相談拠点づくりのモデル事業を実施した区(鶴見、旭、港北)では、新たに地域の医療機関との連携に着手するなど、高次脳機能障害者やその家族に対する支援体制の構築を図ります。

オ 発達障害者支援体制整備事業

(ア) 地域における支援体制を強化するため、サポートコーチ(巡回型相談員)を配置します。

(イ) 発達障害児・者に対する具体的な支援手法の開発のため、モデル事業を実施します。

カ 災害時障害者支援事業

災害発生時に、障害があっても安心して避難場所で当面の生活ができるよう、じょくそう予防用簡易ベッド・車椅子などの福祉用具等の備蓄を進めます。

また、地域防災拠点である小中学校に、多目的トイレの整備を進めます。

15	障害者 相談支援事業等		事業内容 1 相談支援事業 427,663千円 障害者が地域で暮らすために生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。 (1) 地域活動ホーム 18か所 ア 法人運営型地域活動ホーム 17か所 イ 機能強化型地域活動ホーム 1か所(中区) (2) 障害児・者福祉施設等 5か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所
本年度		千円 467,536	
前年度		456,605	
差引		10,931	
本年度の財源内訳	国	61,993	
	県	12,941	
	その他	—	
	市費	392,602	
			2 発達障害者支援体制整備事業 あんしん (18ページの(3)オの再掲) 39,873千円 (1) 地域における支援体制を強化するため、サポートコーチ(巡回型相談員)を配置します。 (2) 発達障害児・者に対する具体的な支援手法の開発のため、モデル事業を実施します。

16	障害者 居宅介護事業		事業内容 身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者がホームヘルプサービスやガイドヘルプサービス及びガイドボランティア事業を利用して在宅生活を送れるよう支援します。 1 障害者ホームヘルプ事業 (1) 対象者 5,686,591千円 身体介護や家事援助等を必要とする、障害程度区分1以上の障害者及び1～3級の身体障害児、知的障害児、精神障害児 (2) 総利用時間見込 1,638,964時間 2 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 1,479,212千円 (1) 対象者 単独で外出が困難な、1～3級の身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 572,102時間 (3) ガイドヘルパー確保・育成 ア ガイドヘルパー研修受講料助成 資格取得のための研修受講料一部助成 イ ガイドヘルパースキルアップ研修 新規 サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向け研修(18ページの(3)イの再掲) 3 障害者ガイドボランティア事業 あんしん (18ページの(2)イの再掲) 68,682千円
本年度		千円 7,234,485	
前年度		5,837,727	
差引		1,396,758	
本年度の財源内訳	国	3,552,081	
	県	1,777,382	
	その他	15,988	
	市費	1,889,034	

17	障 害 者 移 動 支 援 事 業		事業内容 障害者等の外出支援を促進するとともに、現行事業の検証を進めていきます。
	本 年 度	千円 3,575,788	1 移動情報センター運営等事業 〈18ページの(2)アの再掲〉 あんしん 46,012千円 (1) 移動情報センター運営 〈拡充〉【中期】 移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要な人への情報提供、相談の窓口を設置します。 また、区内の車両や運転手等を効率的に利用するための地域資源の調査を行い、エリア巡回車等の検討を行います。(年度内3区で実施)
	前 年 度	3,757,992	(2) 既存サービスの実態調査 〈新規〉 特別乗車券交付・タクシー料金助成について、利用実態の調査を行い、事業の適正化を図ります。
	差 引	△ 182,204	2 ハンディキャブ事業 64,313千円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ(リフト付小型車両)の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。 (運行車両6台・貸出車両2台)
本年度の財源内訳	国	72,095	3 ガイドボランティア事業 あんしん 68,682千円 〈18ページの(2)イ及び19ページの16の3の再掲〉 重度の視覚障害や全身性障害、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボランティアがガイドを行います。 (1) 日常生活上必要な外出、通学・通所への支援 (2) ガイドボランティア募集研修の実施
	県	95,271	4 障害児通学支援事業 〈拡充〉 あんしん 59,223千円 特別支援学校への通学経路のバスポイントや主要駅等に「通学支援員」を配置し自力通学の児童・生徒への案内・誘導・見守りを行います。
	その他	—	5 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 312,638千円 バス・地下鉄等公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者にタクシー利用料の一部助成を行います。 (1) 助成額 1枚500円 (2) 交付枚数 年84枚(1乗車で複数使用可。1か月7枚上限) ※人工透析に通う腎臓機能障害者は年168枚
	市 費	3,408,422	6 障害者施設等通所者交通費助成事業 277,325千円 施設等に通所する知的・身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所の交通費を助成します。
			7 特別乗車券交付事業 2,724,791千円 市営バス・地下鉄・金沢シーサイドライン・市内を運行する民営バスが利用できる無料乗車券を交付します。 なお、23年度分は22年度中に実施した意向確認調査の結果に基づき交付します。
			8 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 22,804千円 中重度障害者が運転免許を取得する費用、重度障害者が使用する自動車改造費・購入費を助成します。

18	障害者の地域生活支援事業		事業内容
			1 障害者地域活動ホーム運営事業 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。
			(1) 社会福祉法人型 2,512,166千円 ア 設置状況 17か所（前年度17か所） イ 実施事業 (ア) 相談支援事業 ※障害者相談支援事業で計上 (イ) 生活支援事業 (ウ) 日中活動事業（障害者自立支援法事業） (エ) 重度重複障害者デイサービス事業（8か所） ※重度重複障害者デイサービス事業で計上
			(2) 機能強化型 (従来型予算を含む) 1,334,445千円 ア 設置状況 22か所（前年度22か所） イ 実施事業 (ア) 相談支援事業（1か所でモデル実施） (イ) 生活支援事業 あんしん 生活支援基本事業実施 8ホーム (ウ) 日中活動事業（障害者自立支援法事業）
本年度	千円 4,791,674		(3) 従来型 1か所（前年度1か所）
前年度	4,415,820		2 精神障害者生活支援センター運営事業 723,532千円 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの設置運営費を助成します。
差引	375,854		(1) 設置状況 ・A型（公設型）：指定管理者による管理運営（7か所） ・B型（民設型）：運営団体への設置運営費助成（9か所） (2) 生活支援センターA型第2期指定期間の開始 A型（公設型）7か所については、23年度からの第2期指定管理期間の開始に合わせ「精神障害者地域移行・定着支援事業」と「障害者自立生活アシスタント事業」を指定管理業務として実施します。
本年度の財源内訳	国	1,115,489	3 障害者自立生活アシスタント事業 あんしん 221,531千円 地域で生活する単身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。
	県	557,994	(1) 対象となる障害 知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害
	その他	54	(2) 実施か所数 30か所
	市費	3,118,137	

19	障害者グループホーム設置運営事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。
本年度		千円 7,740,256	1 設置費補助 168,932千円 新設 30か所 移転 8か所
前年度		6,916,294	2 運営費補助 7,406,309千円 546か所（A型58、B型488） うち新規 30か所 (1) 運営基本費（国基準+加算） (2) 家賃補助（月額家賃1/2）
差引		823,962	3 B型移行事務アドバイザー費〈新規〉 7,608千円 運営委員会の法定事業化（国費、県費対象事業）に向け、必要となる事務手続きをサポートします。
本年度の財源内訳	国	2,460,275	4 法定事業移行支援 35,087千円
	県	1,201,765	5 消防設備整備事業 あんしん 81,600千円 消防法施行令の改正等に対応するため、消防設備の整備に係る経費を補助します。
	その他	—	6 高齢化・重度化対応事業 あんしん 40,720千円 障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、重度化対応ホームをモデル実施します。
	市費	4,078,216	

20	小規模通所施設補助事業		事業内容 地域作業所や法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家等の経費を助成します。
本年度		千円 4,976,290	1 障害者地域作業所助成事業 404,274千円 身障・知的 22か所 精神 0か所 (1) 運営基本費 10,366千円～15,176千円/か所 (2) 借地借家費等
前年度		5,144,805	2 地域活動支援センター運営事業 あんしん 3,983,959千円 身体・知的 120か所 精神72か所 (うち新規 身体・知的 7か所 精神 4か所) (1) 運営基本費 13,444千円～18,497千円/か所 (2) 借地借家費等
差引		△ 168,515	3 小規模通所授産施設運営事業 344,656千円 身障・知的 14か所 精神 2か所 (1) 運営基本費 13,666千円～18,491千円/か所 (2) 借地借家費等
本年度の財源内訳	国	1,363,198	4 法定事業移行支援事業 243,401千円 身障・知的 41か所 精神 7か所 (1) 借地借家費 (2) 移行支援補助金
	県	641,598	
	その他	12	
	市費	2,971,482	

21	障害者施設等 整備事業		事業内容 1 障害者施設整備事業【中期】 1,227,403千円 障害者が自立した日常生活を送るために必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費の助成を行います。〈17ページの1(1)イの再掲〉 (1) 建設 2か所 就労支援型施設(鶴見区) (24年度開所予定) 多機能型拠点(栄区) あんしん (24年度開所予定) (2) 設計 3か所 多機能型拠点(栄区・都筑区) あんしん 2か所 障害者支援施設再整備 あんしん 1か所 (3) 解体・改修 5か所 2 障害者地域活動ホーム整備事業 328,749千円 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である障害者地域活動ホームを整備する法人に対し、建設費の助成を行います。 新規建設 1か所 中区 (24年度開所予定) 3 精神障害者生活支援センター整備事業 192,901千円 在宅の精神障害者が地域で安定した日常生活を送るための支援を行う生活支援センターを整備します。 継続建設 1か所 鶴見区 (24年度開所予定) 新規建設 1か所 中区 (24年度開所予定)
本年度		千円	1,749,053
前年度			1,890,364
差引			△ 141,311
本年度の財源内訳	国		127,660
	県		80,000
	その他		507,146
	市費		1,034,247

22	重度障害者 医療費援助事業		事業内容 1 重度障害者医療費援助事業 8,494,525千円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身障1・2級 イ IQ35以下 ウ 身障3級かつIQ50以下 (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 13,329人 イ 国民健康保険加入者 16,487人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 20,539人 計 50,355人 2 更生医療給付事業 3,527,988千円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,225人
本年度		千円	12,022,513
前年度			10,558,075
差引			1,464,438
本年度の財源内訳	国		1,825,670
	県		4,270,864
	その他		1,112,442
	市費		4,813,537

23	自殺対策事業	事業内容 自殺問題に対応するため、関係機関等との連携による総合的な対策を進めます。 普及啓発事業として市民向けの講演会や集客の場を活用したキャンペーン等に取り組みます。 また、地域の支援者を対象に、自殺のおそれがある人の早期発見、早期対応の中心的役割を担うための人材（ゲートキーパー）養成研修を行います。 これらの事業については市民に一番身近な区と連携を図り実施していきます。【中期】	
本年度		千円	41,864
前年度			43,615
差引			△ 1,751
本年度の財源内訳	国		783
	県		40,140
	その他		—
	市費		941
		1 普及啓発事業〈拡充〉	7,817千円 講演会の開催、広報掲出、印刷物の配布等
		2 地域の支援者向け研修等〈拡充〉	5,865千円 ゲートキーパー養成、地域のかかりつけ医を対象とした「うつ病」対応力向上研修、自殺をする可能性が高いといわれる人へのケア等
		3 自死遺族支援、安全対策機器整備事業等	28,182千円
		計画指標：ゲートキーパー数（自殺対策研修を受講した地域支援者数）累計4,000人（25年度まで）	

24	精神科医療体制の充実	事業内容 1 精神科救急医療対策事業 272,272千円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。 (1) 精神科救急医療の受入体制〈拡充〉 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 なお、これまで深夜受入病院が平日のみ2病院でしたが、全ての曜日について2病院に拡充します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。	
本年度		千円	283,335
前年度			319,354
差引			△ 36,019
本年度の財源内訳	国		28,388
	県		—
	その他		260
	市費		254,687
		2 精神科救急協力病院保護室整備事業	11,063千円 あんしん 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。

25	障害者就労支援事業		事業内容 1 障害者就労支援センター運営事業【中期】204,851千円 ※港北区のセンター運営費は総合保健医療センターの指定管理料に含む。 (1) 障害者の就労相談、職場開拓、定着支援等を行う就労支援センターの運営費を補助します。 8か所(神奈川、西、旭、磯子、港北、緑、戸塚、港南) (2) 障害者を効果的に就労につなげるため、職場体験実習・企業実習事業を実施します。 (3) 全センターで3障害に対応できる体制づくりと労働・教育等の関係機関とのネットワーク作りを進めます。 2 障害者就労定着支援員確保事業 〈4ページ1の3の再掲〉 28,665千円 障害者の就労・定着を促進するため、障害者就労支援センターに、企業における就労経験を活かした支援員を確保します(7か所)。 3 地域における障害者職業能力開発促進事業 9,743千円 関係機関と連携し職業能力開発事業を推進します。 4 就労の場の拡大事業 86,030千円 (1) ア 共同受注事業 企業開拓等により市立及び民間の事業所等へ作業をあかせんします。(受注開拓専任の嘱託職員人件費など)
	本年度	千円 348,090	
	前年度	371,725	
	差引	△ 23,635	
本年度の財源内訳	国	9,707	
	県	93,856	
	その他	8,450	
	市費	236,077	
イ 自主製品販売強化事業 障害者施設等の自主製品販売の常設店に、販売員配置の支援を行います。 (2) ふれあいショップ設置促進事業 障害者の就労の場の確保と市民の理解促進のために公共施設内に設置しているふれあいショップの経営改善を支援します。(ショップ数:15か所) (3) 障害者福祉的就労促進事業 一般就労が困難な知的障害者を雇用する事業所に、奨励金を交付します。 (4) 企業支援事業 企業のなかで障害者の実習や職場定着を支援するボランティアを派遣します。 (5) 障害者雇用優良企業紹介事業 障害者雇用や業務の発注など、障害者を支援する企業を表彰するとともに、取組内容をホームページ等を通じて広く紹介し、民間企業等での雇用促進を図ります。 (6) 職業安定所等関係機関連絡調整事業等 合同面接会を実施し、市民向けの啓発を行います。 5 就労に向けたスキルアップ事業 10,246千円 (1) 精神障害者社会適応訓練事業 就業が困難な精神障害者の作業能力の向上を図るとともに、社会的自立を促進するため、民間企業の協力を得ながら精神障害者の就労訓練を行います。 (2) 障害者農業就労援助事業 知的障害者を対象に農業研修を行い、農家や事業所への就労を支援します。 6 障害者雇用事業 8,555千円 知的障害者を雇用し、そのノウハウを企業や就労支援機関などへ情報提供することにより、障害者雇用の一層の促進を図ります。雇用者数3名(継続)			

IV 生活基盤の安定と自立の支援

26	生活保護事業		事業内容 1 生活保護費（法定分） 122,126,261千円 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。 (1) 対象見込世帯 48,785世帯（前年度 44,643世帯） (2) 対象見込人員 67,057人（前年度 60,551人） (3) 生活扶助基準 標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子の場合） 1か月 162,170円（前年度同額） 2 被保護者自立支援プログラム事業【中期】258,915千円 無料職業紹介事業において就職支援セミナーや求人開拓を実施するとともに、各区に配置している就労支援専門員を33人から48人へ増員し、被保護者の就労支援を一層推進します。〈 拡充 〉 また、新たに就労意欲喚起モデル事業を実施し、被保護者の社会的自立を支援します。〈 新規 〉 3 住宅手当緊急特別措置事業 593,527千円 住宅を喪失又は喪失のおそれのある離職者に対して住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を強化します。 ・支給額(上限)単身世帯53,700円、複数世帯69,800円
	本年度	千円 123,965,636	
	前年度	110,877,201	
	差引	13,088,435	
本年度の財源内訳	国	91,167,082	
	県	816,802	
	その他	2,747,254	
	市費	29,234,498	

27	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業 6,633,588千円 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり） (1) 0歳～就学前児（入・通院） 182,282人 (2) 就学～中学卒業（入院） 1,280件 2 ひとり親家庭等医療費助成事業 1,567,741千円 ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 41,534人
	本年度	千円 8,201,329	
	前年度	7,712,632	
	差引	488,697	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	2,664,254	
	その他	284,460	
	市費	5,252,615	

28	国民健康 保険事業 (国民健康保険 事業費会計)	事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。						
本年度	千円 336,632,050	1	被保険者数 951,600人 (前年度 949,000人)					
前年度	315,213,693	2	世帯数 573,300世帯(前年度 572,000世帯)					
差引	21,418,357	3	一部負担金割合 3割 ただし、小学校就学前は2割、70歳以上は1割(現役並み所得者は3割)					
本年度の 財源内訳	国	70,683,530	4	出産育児一時金 1件 42万円				
	県	15,747,208	5	葬祭費 1件 5万円				
	その他	220,946,674	6	特定健康診査・保健指導 (1) 対象者数 668,000人 (2) 事業目標 健診実施率 25% ※保健指導利用率 20% (※: 健診受診後の保健指導対象人数に対する利用人数の比率)				
	市費	29,254,638	7	保険料 (1) 23年度も引き続き市費の繰入れを行います。 (市費繰入項目: 一般法定給付費及び後期高齢者支援金の5.5%) (2) 保険料賦課限度額 ※23年4月1日政令改正 医療給付費分51万円(前年度50万円)、介護納付金分12万円(前年度10万円) 後期高齢者支援金分14万円(前年度13万円) (3) 非自発的失業者の保険料の軽減 失業等により国保に加入した場合、前年の給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、失業中の過重な負担を軽減します。				
8 会計健全化への主な取組		(1) 保険料収納体制の強化等 〈新規〉【中期】 ・滞納案件を一括集中処理する専門組織(財政局税外債権回収担当)の設置等 ・民間事業者による電話納付案内 (2) 保険料不納欠損分への一部市費繰入れ 〈新規〉 (3) 医療費の縮減 ・ジェネリック医薬品利用案内通知 〈新規〉						
<保険料率の比較>								
	賦課割合		医療分料率		支援分料率		介護分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
本年度	50%	50%	38,890円	1.36 見込	11,730円	0.43 見込	15,140円	0.47 見込
前年度	50%	50%	36,500円	1.19	10,200円	0.34	13,420円	0.33

29	後期高齢者医療事業等 (後期高齢者医療事業費 会計・一般会計)		事業内容											
	本年度		1 後期高齢者医療事業 54,500,550千円 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制度は神奈川県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」と市町村が共同して運営します。広域連合では被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課等を行い、本市では保険料の徴収、被保険者証の交付の申請受付等を行います。											
	前年度		(1) 対象者 ア 75歳以上の方 イ 65~74歳の一定の障害のある方											
	差引		(2) 被保険者数 327,911人(前年度314,642人)											
本年度の 財源内訳	国	4,249	(3) 自己負担 外来・入院ともに、原則定率1割負担 現役並み所得者は、定率3割負担 (ただし、入院については、月額上限あり。 低所得者には減額制度あり。)											
	県	1,062	(4) 公費負担割合 現役並み所得者以外の医療給付費は、保険料、支払基金交付金(各保険者からの拠出金)及び公費(国・県・市)によってまかなわれます。											
	保険料等	31,173,586	現役並み所得者の医療給付費は、全額支払基金交付金でまかなわれます。											
	市費	23,349,658	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料</th> <th>支払基金</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>40%</td> <td>50%×2/3</td> <td>50%×1/6</td> <td>50%×1/6</td> </tr> </tbody> </table>			保険料	支払基金	国	県	市	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6
保険料	支払基金	国	県	市										
10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6										
(5) 保険料 被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。保険料の算定基準は、各都道府県の所得水準等で決定します。														
ア 賦課割合 均等割 39% 所得割 61% (神奈川県内) (平均的な所得水準の広域連合 均等割 50% 所得割 50%)														
イ 賦課限度額(年間) 500,000円														
ウ 保険料率 均等割額 39,260円(前年度同) 所得割率 7.42%(前年度同)														
エ 低所得者及び被扶養者の保険料軽減 (ア) 低所得者 世帯の所得に応じて保険料(均等割額)を9割、7割、5割、2割軽減 ※国において23年度も7割軽減を8.5割軽減にする特例措置を継続します。 (イ) 被扶養者 保険料(均等割額)を5割軽減し、所得割額を賦課しません。 ※国において23年度も5割軽減を9割軽減にする特例措置を継続します。														
2		老人保健医療事業		28,005千円										
老人保健制度は、20年4月に後期高齢者医療制度へ移行しました。22年度限りで特別会計を廃止し、一般会計にて医療等の給付を実施します。														

30	生活困窮者支援・ 寿地区対策事業・ ホームレス支援	事業内容 生活困窮者、寿地区住民、ホームレスを対象に、福祉的援助を行います。	
本年度	千円 683,839	1 生活困窮者支援 16,626千円 地域日常生活自立支援事業【中期】 生活保護受給に至らないが、様々な事由により生活に困窮している者に対し、4人の自立支援相談員が就労による自立に向けた相談支援を行います。	
前年度	743,333	2 寿地区対策 248,798千円 (1) 寿町労働福祉センター運営費補助事業 運営主体：(財)寿町勤労者福祉協会 事業内容：診療所・図書館・娯楽室等の運営管理	
差引	△ 59,494	(2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区緊急援護対策事業 (4) 寿町なんでもSOS班事業 (5) 一般援護費等	
本年度の財源内訳	国	299,347	3 ホームレス自立支援事業 418,415千円 (1) ホームレス自立支援施設の運営 (2) 巡回相談事業等
	県	—	
	その他	434	
	市費	384,058	

31	中国残留邦人等支援	事業内容 中国残留邦人等に対し、生活支援給付の実施、日本語教室、地域生活支援プログラム等を行い、適切な援助を行います。	
本年度	千円 895,096	1 中国残留邦人等生活支援給付 828,647千円 老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯収入が一定の基準を満たさない場合には、生活保護とは別途の法律に基づく給付金制度により、中国残留邦人一世等に対し補完する支援給付を行います。	
前年度	885,189	また、生活費以外に、住宅費、医療費、介護費等を個々のニーズに応じて、中国残留邦人一世等に対し、給付します。	
差引	9,907	2 支援相談員による支援 23,987千円 中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる「支援相談員」を配置し、支援給付業務等を行います。	
本年度の財源内訳	国	685,142	3 日本語講座等委託金 14,300千円 中国残留邦人等の地域生活を支援するため、日本語教室等を委託により行います。
	県	—	
	その他	92	
	市費	209,862	
		4 地域生活支援プログラム 22,000千円 中国残留邦人等が日本語習得等のために各種機関に通所する場合等の交通費、教材費を支給します。	
		5 その他事務費 6,162千円	

V 地域医療体制の確保と充実

32	医療政策室設置による機能強化		事業内容 市立・市大病院等との連携強化など医療政策に係る総合企画機能の強化を図ることにより、市民が安心して暮らすことができる医療環境の実現を目指します。
本年度		千円 5,000	<p>1 医療政策室設置による機能強化 〈新規〉 5,000千円</p> <p>(1) 医療政策会議の設置 医療政策室の設置に伴い、医療政策推進のための支援機関として、横浜市の医療政策全般及び具体的な課題について定期的に検討するとともに、専門的な助言を行います。</p> <p>(2) 医療政策に係る総合企画検討 市内に必要な医療機能を分析するための情報収集や「がん」をはじめとする疾病別医療対策の構築等、医療政策に係る総合企画の検討を進めます。</p> <p>(3) 医療政策人材育成講座の開催 本市の医療政策や病院経営を担う有能な人材を育成するため、連続講座や現場研修などを計画的に開催します。</p>
前年度		—	
差引		5,000	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	5,000	

33	地域医療体制の確保		事業内容
本年度		千円 7,979,718	<p>1 医療人材確保対策事業 490,158千円 医師をはじめとする医療従事者の確保に向けて、安心して働き続けられる環境の整備等を行います。</p> <p>(1) 医師等人材確保対策事業 18,250千円</p> <p>(2) 看護人材確保事業 471,908千円</p> <p>2 在宅療養連携推進事業 2,017千円 医療・介護ニーズを併せもつ在宅患者等の療養環境の充実に向け、ネットワーク強化支援等を実施し、保健・医療・福祉の連携を推進します。</p> <p>3 地域医療を支える市民活動推進事業 【中期】 31,183千円 医療機関の適切な利用を推進しながら、子育て家庭の安心を目指し、地域の子育て支援団体との協働により、各区及び保育所等で啓発活動を行います。</p> <p>4 地域中核病院支援事業 523,671千円 救急医療など地域医療に貢献する地域中核病院に対し、建設時の資金等の借入れに伴う利子補助を行います。</p> <p>5 病院事業会計繰出金 6,932,689千円 市立病院が実施している、救急医療などの政策的医療等について繰出しを行います。</p>
前年度		7,781,057	
差引		198,661	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	50,000	
	市費	7,929,718	

34		産科・周産期医療体制の充実		事業内容	
本年度		千円	195,793	<p>1 緊急産科医療対策事業【中期】 25,440千円 安心して出産できる環境の確保や人材を育成するための研修等に対し助成を行います。また、医療機関の連携推進支援などを行います。</p> <p>(1) 助産所等設置促進事業 助産所の設置や院内助産の実施に対する助成</p> <p>(2) セミオープンシステム推進事業 病院、診療所間の連携促進に対する助成</p> <p>(3) 助産師スキルアップ支援事業 潜在助産師・勤務助産師研修実施への助成</p> <p>(4) 助産所嘱託医療機関確保対策事業 嘱託医療機関を確保するための病院へ奨励費助成</p> <p>(5) 早期産後ケア促進事業 病院等を早期に退院し、自宅等で産後ケアを受ける取組に助成</p> <p>2 産科あんしん電話相談事業【中期】 13,659千円 出産施設を探している市民の方の不安を解消するため、市内の全ての出産取扱施設（病院、診療所及び助産所）の出産予約状況を、専用の電話窓口にて案内します。 <small>いいお産</small> 電話番号：228-1103 また、これらの情報は、本市のホームページにて提供します。 (URL : http://cgi.city.yokohama.jp/kenkou/sanka/)</p>	
前年度			203,258		
差引			△ 7,465		
本年度の財源内訳					
	国		—	<p>3 周産期救急医療対策事業【中期】 87,529千円 二次救急医療に対応する周産期救急連携病院や、三次救急医療を担う周産期センターに対し、運営費等を助成します。</p> <p>4 周産期救急病院当直体制強化事業【中期】 48,610千円 周産期救急連携病院等において、患者の円滑な受入れを促進するとともに、医師の負担軽減を図るため、産婦人科医師の2人当直を行う場合に、実施回数に応じ、医師の確保経費等を助成します。</p> <p>5 産科拠点病院事業〈新規〉【中期】 1,000千円 安定した出産機会の提供や、周産期救急患者の受入体制の充実に向けて、複数の産婦人科医師が常駐する「産科拠点病院」を整備するため、人材確保に向けた調整や、対象病院の選定にかかる調査等を実施します。</p> <p>6 緊急周産期医療対策事業【中期】 19,555千円 周産期救急医療体制を充実させるため、NICU (Neonatal Intensive Care Unit : 新生児集中治療室) 及びその後方病床であるGCU (Growing Care Unit : 新生児継続治療室) の整備等を行った医療機関に対し運営費を助成します。</p>	
	県		—		
	その他		—		
	市費		195,793		

35	救急医療体制の充実		事業内容 1 初期救急医療対策事業【中期】 375,440千円 (1) 南部方面夜間初期救急医療体制整備調整事業 〈新規〉 夜間急病センターへの利便性が低い市南部方面について、夜間急病時に医療サービスを提供する体制整備のための事前調整を行います。 (2) 夜間急病センター運営費助成事業 (3) 休日急患診療所運営費等助成事業 2 救急医療センター運営事業 252,523千円 (1) 夜間急病センター（桜木町） いいナース (2) 小児救急電話相談 (201-1174) お子さんの急病時などに、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。 いい救急 (3) 救急医療情報センター (201-1199) 24時間365日、救急医療機関を案内します。 3 救急医療情報・相談センター整備事業 〈新規〉【中期】 42,000千円 医療機関の情報提供や小児救急電話相談等のサービスを、ひとつの電話番号で提供する「横浜市救急医療情報・相談センター」を設置します。 4 二次救急医療対策事業 423,367千円 (1) 二次救急拠点病院事業 夜間・休日の二次救急(内科・外科)患者の受入体制を強化するため、24時間365日二次救急に対応する病院を「二次救急拠点病院」とし、体制確保費等を助成します。 (2) 病院群輪番制事業 二次救急拠点病院以外の病院群輪番制事業に参加する病院に体制確保費等を助成します(市域全体で1～2病院体制)。 (3) 疾患別救急医療体制整備・運営事業 脳血管疾患、急性心疾患、外傷(整形外科)の疾患別救急医療体制の整備・運営を行います。 5 救急搬送受入病院連携支援モデル事業 〈新規〉 10,000千円 救急隊が現場で搬送先病院の選定に苦慮する事案について、病院の受入促進を図るため、急性期病院と療養型病院等との病院間の連携を支援すると共に、搬送が困難な患者の受入実績等に応じ、奨励費等を助成します。 6 小児救急医療対策事業 165,000千円 24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う小児救急拠点病院に、体制確保費の助成を行います。 7 三次救急医療対策(周産期センター運営費助成) 68,000千円 〈31ページ 34の3の一部再掲〉 8 YMAT(横浜救急医療チーム)運営事業 2,303千円 市内で発生した災害現場に駆けつけ、消防隊員と共に救命医療を行うYMAT(医師・看護師等により編成)を運営します。	
	本 年 度	千円		1,338,633
	前 年 度			1,206,261
	差 引			132,372
本年度の財源内訳	国		—	
	県		30,061	
	その他		88	
	市 費		1,308,484	

VI 健康で安全・安心な暮らしの支援

36		予 防 接 種 事 業	事業内容																													
本 年 度		千円 12,386,214	<p>予防接種法に定める「定期予防接種事業」を実施するほか、任意予防接種のうち、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについて国と市町村がそれぞれ費用を負担する「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を実施します。</p> <p>1 定期予防接種事業</p> <p>(1) 個別予防接種事業 〈拡充〉 3,762,851千円 協力医療機関においてBCG・三種混合・二種混合・麻しん風しん混合・日本脳炎等の予防接種をそれぞれ実施します。 日本脳炎予防接種については、予防接種後に生じた重篤な副反応の影響により、厚生労働省の勧告に基づき17年5月以降市町村による接種の積極的勧奨を差し控えていましたが、3歳児に対して積極的勧奨が再開された22年度に引き続き、23年度は4歳・9歳・10歳の児童に対しても再開されたことから、本市においても制度周知を進めます。</p> <p>(2) 集団予防接種事業 78,265千円 区福祉保健センターにおいてポリオの予防接種を実施します。</p> <p>(3) 季節性インフルエンザ予防接種事業 738,732千円</p>																													
前 年 度		3,514,290																														
差 引		8,871,924																														
本年度の財源内訳	国	—																														
	県	3,462,989																														
	その他	15																														
	市 費	8,923,210																														
<p>65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、季節性インフルエンザ予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。</p>																																
2 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業 〈新規〉		7,806,366千円	<p>(1) 事業の概要 任意予防接種のうち、対象となる方に子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種を実施し、接種費用を助成します。</p> <p>(2) 費用助成の対象となるワクチン・対象者など</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となるワクチン</th> <th>対象者</th> <th>対象者数</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮頸がん予防ワクチン</td> <td>中1～高1相当の女子</td> <td>約 81,000人</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>ヒブワクチン</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>約 163,000人</td> <td>1～4回</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌ワクチン</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>約 163,000人</td> <td>1～4回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子宮頸がん予防ワクチンについては、高1相当の方が、ワクチン不足により接種できなくなったことから、高2相当となる23年度中の接種も助成対象とします。</p> <p>(3) 助成内容（接種費用） 全額公費負担とします。（ただし、協力医療機関で接種した場合に限ります。）</p> <p>(4) 事業実施期間 22～23年度（24年度以降は今後国において方向性を検討する予定です。）</p> <p>(5) 事業費内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ワクチン接種費用</th> <th>7,695,255千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">うち</td> <td>(子宮頸がん予防ワクチン)</td> <td>2,647,962千円</td> </tr> <tr> <td>(ヒブワクチン)</td> <td>2,051,646千円</td> </tr> <tr> <td>(小児用肺炎球菌ワクチン)</td> <td>2,995,647千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他（事務費等）</td> <td>111,111千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象となるワクチン	対象者	対象者数	接種回数	子宮頸がん予防ワクチン	中1～高1相当の女子	約 81,000人	3回	ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	約 163,000人	1～4回	小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	約 163,000人	1～4回	ワクチン接種費用		7,695,255千円	うち	(子宮頸がん予防ワクチン)	2,647,962千円	(ヒブワクチン)	2,051,646千円	(小児用肺炎球菌ワクチン)	2,995,647千円	その他（事務費等）		111,111千円
対象となるワクチン	対象者	対象者数		接種回数																												
子宮頸がん予防ワクチン	中1～高1相当の女子	約 81,000人		3回																												
ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	約 163,000人		1～4回																												
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	約 163,000人		1～4回																												
ワクチン接種費用		7,695,255千円																														
うち	(子宮頸がん予防ワクチン)	2,647,962千円																														
	(ヒブワクチン)	2,051,646千円																														
	(小児用肺炎球菌ワクチン)	2,995,647千円																														
その他（事務費等）		111,111千円																														
(1) 事業の概要																																
(2) 費用助成の対象となるワクチン・対象者など																																
(3) 助成内容（接種費用）																																
(4) 事業実施期間																																
(5) 事業費内訳																																

37	感染症・食中毒 対策事業等		事業内容 1 感染症・食中毒対策事業 19,737千円 感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発等により発生を未然に防止するほか、発生時には関係者の迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。
本年度		千円 643,679	2 結核医療・健康管理事業 194,472千円 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。
前年度		585,628	
差引		58,051	3 エイズ・性感染症予防対策事業 63,043千円 エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、H I V・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。
本年度の 財源内訳	国	169,162	4 衛生研究所運営・再整備事業【中期】243,026千円 保健衛生に関する試験検査や調査研究を行うほか、将来にわたる市民の健康確保のため、老朽化した研究所を金沢区富岡東二丁目に移転・再整備します。 23年度は、再整備に向けて実施設計に着手します。
	県	43,073	
	その他	76,534	
	市費	354,910	

38	新型インフルエンザ 対策事業		事業内容 新型インフルエンザは、誰も免疫を持たないため、ひとたび発生すれば感染が容易に拡大し、社会的な影響が大きいことから、被害を最小限に食い止めることができるよう、事前に医療体制の整備や必要な資器材の備蓄などを行っていきます。【中期】
本年度		千円 105,962	1 医療体制の確保等 105,221千円 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や地域中核病院などの発熱外来設置医療機関に対し、必要な資器材（感染隔離ユニット、サージカルマスク等）を備蓄、配備します。 また、引き続き医療関係者連絡協議会を開催し、発生時の医療体制等について協議を行っていきます。
前年度		385,497	
差引		△ 279,535	2 市民啓発の推進 741千円 正しい知識や今からできる備蓄等の対策、流行時の適切な対処方法について市民啓発等を行います。 外国語対応についても引き続き取り組みを進めていきます。
本年度の 財源内訳	国	851	
	県	—	
	その他	—	
	市費	105,111	

39	医療安全の推進		事業内容
	本年度	千円 34,020	1 医療安全支援センター事業 11,374千円 (1) 医療安全相談窓口 医療に関する相談や苦情に対応し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築及び医療機関における患者サービスの向上促進を図ります。 (2) 医療安全研修会 医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等を目的に、引き続き医療従事者を対象に研修会を開催し、同時に市民向け啓発の充実を図ります。
	前年度	35,296	2 薬務事業 14,053千円 薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業などの許認可及び監視指導等を行います。 また、市民を対象とした大麻や薬物の乱用防止対策や医薬品の適正使用に関する啓発を行います。
	差引	△ 1,276	3 医療指導事業 8,593千円 医療法に基づく医療機関の立入検査（医療監視）業務および許認可業務を通じて、良質な医療の提供や医療安全の推進を図ります。
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	30,116	
	市費	3,904	

40	食の安全確保事業		事業内容
	本年度	千円 245,963	市民の食の安全・安心を確保するため、カビ・ロハクターや残留農薬等の検査や監視を強化して実施します。 1 食品衛生監視指導等事業 23,686千円 飲食店、製造業等の施設に対する監視指導等を実施します。 2 食の安全強化対策事業【中期】 70,955千円 (1) カビ・ロハクター、O157等食中毒予防対策事業〈新規〉 焼肉店等の監視指導や食肉の検査及び市民への食中毒予防の啓発を行います。 (2) 残留農薬検査事業〈拡充〉 輸入・国産農産物や加工品等の検査を強化します。 (3) 動物用医薬品検査事業〈拡充〉 食肉や養殖魚等に使用される抗生物質等の残留検査を強化します。 (4) ノロウイルス食中毒予防対策事業 社会福祉施設等の監視指導や卸売市場、スーパー等に流通している食品の検査を実施します。 (5) アレルギー物質を含む食品〈拡充〉、遺伝子組換え食品検査等事業 アレルギー物質を含む食品等の検査を実施します。
	前年度	240,685	3 BSE（牛海綿状脳症）等検査事業 31,969千円 引き続き全頭のスクリーニング検査を実施します。
	差引	5,278	4 市場衛生検査所運営事業 119,353千円
本年度の財源内訳	国	14,661	
	県	—	
	その他	225,015	
	市費	6,287	

41	健康づくりの推進		事業内容 市民の健康づくり計画である「健康横浜21」を推進するために、健康づくりに関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を行います。 また、「横浜市食育推進計画」の実践に向け、市民団体、民間事業者や関係区局と連携しながら、食育に関連する事業を行うほか、市民の健康づくりを応援する新しい仕組みとして、「よこはま市民健康ポイント」制度の創設に向けた検討を行います。
本年度	千円 100,388		1 市民の健康づくり推進事業【中期】 87,980千円 (1) 健康横浜21推進事業 重点取組3分野(①食習慣の改善、②身体活動・運動の定着、③禁煙・分煙の推進)に加えて、メタボリックシンドローム対策について、目標達成のため引き続き推進事業を展開します。 また、24年度の計画期間終了に向けて、事業評価のための進捗状況調査を実施します。〈新規〉 (2) 地域人材育成・活動支援 保健活動推進員、食生活等改善推進員など地域の健康づくりの担い手となる人材を育成し、活動を支援します。
前年度	97,943		
差引	2,445		
本年度の財源内訳	国	6,292	
	県	—	
	その他	415	
	市費	93,681	
(3) 健康づくり事業 生活習慣病予防のための健康相談、訪問指導などを実施します。			
2 食育の推進【中期】 2,408千円 健全な食生活の実践や健康づくり、食の安全確保等の推進を目指した「横浜市食育推進計画」の実践に向け、食育関係団体、民間事業者等で構成する推進組織「横浜市食育フォーラム」を通じて、市民・民間事業者との協働によるプロモーションを実施します。 また、関係区局とも連携しながら、食育関連の取組を引き続き推進していきます。			
3 よこはま市民健康ポイント事業 〈新規〉【中期】 10,000千円 壮年期から高齢期に至るまで、市民が楽しみながら積極的に健康づくりに取り組むことを応援する新しい仕組みとして、「よこはま市民健康ポイント」制度の創設に向けた検討を行います。 23年度は、民間事業者等との幅広い協働により、多様な参加機会の確保など、魅力的かつ持続可能な制度となるよう、制度の詳細検討を実施します。			

42	がん検診事業		事業内容 がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関及び福祉保健センター等で実施します。 国庫補助事業として、がん検診推進事業(子宮頸がん・乳がん・大腸がん)検診無料クーポン券等を送付)を実施し受診率の向上を図ります。 また、肺がん検診モデル事業は、モデル区を12区から全区に拡大します。【拡充】																																
本年度	千円 2,633,036																																		
前年度	2,522,160																																		
差引	110,876																																		
本年度の財源内訳	国	417,558																																	
	県	—																																	
	その他	3,383																																	
	市費	2,212,095																																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>今年度</th> <th>前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>52,000人</td> <td>50,500人</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>17,000人</td> <td>16,300人</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>20歳以上の女性 (2年に1回)</td> <td>104,000人</td> <td>106,700人</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>40歳以上の女性 (2年に1回)</td> <td>68,500人</td> <td>64,200人</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>137,000人</td> <td>89,500人</td> </tr> <tr> <td>P S A検査 (前立腺)</td> <td>50歳以上の男性 (1年に1回)</td> <td>40,000人</td> <td>29,000人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>418,500人</td> <td>356,200人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象	今年度	前年度	胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	52,000人	50,500人	肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	17,000人	16,300人	子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	104,000人	106,700人	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	68,500人	64,200人	大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	137,000人	89,500人	P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (1年に1回)	40,000人	29,000人	計		418,500人	356,200人
区分	対象	今年度	前年度																																
胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	52,000人	50,500人																																
肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	17,000人	16,300人																																
子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	104,000人	106,700人																																
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	68,500人	64,200人																																
大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	137,000人	89,500人																																
P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (1年に1回)	40,000人	29,000人																																
計		418,500人	356,200人																																

43	公害健康被害者等への支援(一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容 1 公害健康被害者対策事業(一般会計) 725,407千円 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 公害健康被害補償事業 (2) 公害保健福祉事業 (3) 環境保健事業 (4) 環境保健サーベイランス調査事業 2 石綿健康被害者対策事業(一般会計) 19,449千円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査を実施するなど、石綿ばく露にかかる健康リスクの調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。 3 公害被害者救済事業費会計 39,925千円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 給付事業等 (2) 公害保健センター事業
本年度	千円 784,781		
前年度	767,479		
差引	17,302		
本年度の財源内訳	国	42,549	
	県	—	
	その他	726,604	
	市費	15,628	

44	動物の愛護及び保護管理事業	
本年度		千円 257,972
前年度		886,096
差引		△ 628,124
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	209,439
	市費	48,533

事業内容

犬や猫の適正飼育や終生飼育、不妊去勢手術の推進等の動物愛護普及啓発事業、犬や猫の保護収容や狂犬病予防事業等の動物保護管理事業を実施し、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指していきます。

1 動物愛護センター運営事業〈拡充〉 35,689千円

23年5月に開所する動物愛護センターは、しつけ方教室等を行う「交流棟」、治療等を行う「動物ふれあい棟」、猫の生態を観察し譲渡を促進する「猫の家」、屋外の「ふれあい広場」からなっており、動物行政の拠点とします。

運営は動物関係団体や市民ボランティア等との協働を基本とし、収容動物が可能な限り譲渡されることを目指すとともに、犬や猫とのふれあいをきっかけとした市民の自主的活動を支援する交流の場としても活用します。

なお、幅広い市民の意見や要望を反映するため、市民代表や動物関係団体、学識者等からなる「動物愛護センター運営委員会（仮称）」の設置を予定しています。

【所在地】 神奈川県菅田町75番4

【面積】 敷地面積：10,560㎡ 延床面積：2,858㎡

【最大収容頭数】 犬70頭、猫120頭

【市民利用】 月曜～土曜 8時45分～17時15分

2 動物愛護普及啓発事業〈拡充〉 28,212千円

動物愛護センターでは、保育園・小学校等の児童・生徒等を対象とした「動物の飼育体験教室」や「ビデオ上映会」、動物の飼育者等を対象とした「しつけ方教室」や「譲渡会」等を開催します。

また、猫の不妊去勢手術(対象:4,500頭)、犬や猫のマイクロチップ装着(対象:750頭)に対する費用助成を継続して行います。

3 動物保護管理事業〈拡充〉 46,889千円

猫の引取り業務は、(社)横浜市獣医師会に委託していましたが、動物愛護センターの開所により、センターで実施します。市民からの通報により発見された傷病動物は、横浜市獣医師会の動物病院で緊急的な治療を行い、その後の継続治療はセンターで行います。

また、保護収容した犬や猫等の診察及び治療、飼い主への返還、譲渡等を行うとともに、ペットショップ等の動物取扱業の監視指導を行います。

4 狂犬病予防事業 35,636千円

狂犬病発生の予防のため、犬の登録、狂犬病予防注射の接種を推進し、犬の登録台帳の管理、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付を行います。

5 動物愛護センター整備事業 111,546千円

動物愛護センターの開所に伴う初度調弁や、周辺整備に伴う道路工事を継続して行います。

45	快適な生活環境の確保事業	事業内容 市民の快適な生活環境を確保するために、レジオネラ症防止対策や小規模受水槽水道衛生対策を推進します。	
本年度		千円	81,697
前年度			88,397
差引			△ 6,700
本年度の財源内訳	国		—
	県		180
	その他		13,357
	市費		68,160
		<p>1 建築物衛生対策事業 〈拡充〉 12,045千円</p> <p>(1) レジオネラ症防止対策の推進 温泉利用施設の水質検査及び管理状況調査等を実施して、施設の管理のポイントに留意した手順書の策定を指導することにより、適切な維持管理の推進を図ります。</p> <p>(2) 小規模受水槽水道衛生対策の推進 利用者の安全性を確保する目的で改正した条例により、地下式受水槽等の設置者に対して適切な維持管理の指導を徹底し、安全で衛生的な飲料水の提供を確保します。 また、新たに設置者の義務となった保健所への管理状況報告についても周知徹底します。</p> <p>2 環境衛生監視指導事業 8,617千円 ホテル、公衆浴場、プール、理容所、美容所等の環境衛生関係施設の衛生管理状況を確認するため、施設に対し監視指導や水質検査を実施し衛生的な環境の確保を図っていきます。</p>	

46	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)	事業内容 火葬業務を円滑に実施するための市営斎場の管理運営及び民営火葬場を利用する市民に対し補助を行います。またメモリアルグリーンを含む市営墓地及び久保山霊堂の管理運営を行います。さらに、横浜市墓地問題研究会の報告書を踏まえ、今後の市営墓地整備について検討します。																																	
本年度		千円	1,918,945																																
前年度			1,641,576																																
差引			277,369																																
本年度の財源内訳	国		—																																
	県		—																																
	その他		1,534,867																																
	市費		384,078																																
		<p>1 斎場運営事業 1,031,165千円 市営4斎場の管理運営を行います。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>久保山</th> <th>南部</th> <th>北部</th> <th>戸塚</th> </tr> <tr> <td>火葬炉</td> <td>12基</td> <td>10基</td> <td>16基</td> <td>6基</td> </tr> </table> <p>2 民営斎場使用料補助事業 15,489千円 民営西寺尾火葬場を利用する市民に対し市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。(補助金額:16千円/件)</p> <p>3 墓地・霊堂事業 247,807千円 市営墓地(約37,000区画) ※壁面式(450基)含む、合葬式墓地(6,000体)含まず</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>久保山墓地</th> <th>三ツ沢墓地</th> <th>日野公園墓地</th> <th>根岸外国人墓地</th> </tr> <tr> <td>総区画数</td> <td>約14,000</td> <td>約7,000</td> <td>※約15,000</td> <td>約1,000</td> </tr> </table> <p>4 市営墓地整備検討事業 〈新規〉 500千円</p> <p>5 メモリアルグリーン事業 623,984千円</p> <table border="1"> <tr> <th>形態</th> <th>総数</th> <th>23年度募集数</th> </tr> <tr> <td>芝生型墓地</td> <td>7,500区画</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合葬式樹木型</td> <td>3,000体</td> <td>300体</td> </tr> <tr> <td>合葬式慰霊碑型</td> <td>12,000体</td> <td>1,700体</td> </tr> </table>		区分	久保山	南部	北部	戸塚	火葬炉	12基	10基	16基	6基	区分	久保山墓地	三ツ沢墓地	日野公園墓地	根岸外国人墓地	総区画数	約14,000	約7,000	※約15,000	約1,000	形態	総数	23年度募集数	芝生型墓地	7,500区画	—	合葬式樹木型	3,000体	300体	合葬式慰霊碑型	12,000体	1,700体
区分	久保山	南部	北部	戸塚																															
火葬炉	12基	10基	16基	6基																															
区分	久保山墓地	三ツ沢墓地	日野公園墓地	根岸外国人墓地																															
総区画数	約14,000	約7,000	※約15,000	約1,000																															
形態	総数	23年度募集数																																	
芝生型墓地	7,500区画	—																																	
合葬式樹木型	3,000体	300体																																	
合葬式慰霊碑型	12,000体	1,700体																																	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういし